

第 4 回

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 議 録

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

- | | |
|---------------|---|
| 1 会議の日時 | 平成 15 年 8 月 19 日(火)
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 5 時 16 分 |
| 2 会議の場所 | 掛川グランドホテル 王冠の間 |
| 3 出席者及び欠席者の氏名 | 別紙 1 出席者名簿のとおり |
| 4 議 題 | 別紙 2 次第のとおり |
| 5 議 事 | 別紙 3 のとおり |
| 6 会議録の確定 | |

確 定 年 月 日

平成 15 年 9 月 24 日

議長の記名押印

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会
会 長 榛 村 純 一

出席者名簿

協議会					その他					
	役職	氏名	種別	出欠等		役職	氏名	職名	出欠等	
1	会長	榛村純一	掛川市長		31	幹事	太田原浩	掛川市総務部長		
2	副会長	大倉重信	大東町長		32		松永正志	大東町企画課長		
3		伊藤徳之	大須賀町長		33		大石與志登	大須賀町総務課長		
4	委員	小松正明	掛川市助役		34	1市2町 関係職員	西尾繁昭	掛川市行財政課長		
5		川口 功	大東町助役		35		梶山繁樹	大須賀町議会事務局長		
6		水野幸雄	大須賀町助役		36		富田 実	大須賀町産業課長		
7		戸塚正義	掛川市議会議長		37		白畑 進	掛川市税務課長		
8		樽松友則	掛川市議会副議長		38		酒井俊郎	大東町税務課長		
9		山本義雄	掛川市議会議員		39		鳥山 剛	大須賀町窓口税務課長		
10		石山信博	掛川市議会議員		40		中山礼行	掛川市企画人材課長		
11		鳥井昌彦	大東町議会議長		41		事務局	松井 孝	事務局長	
12		牧野勝彦	大東町議会副議長		42			栗田 博	事務局次長	
13		鈴木治弘	大東町議会議員		43			高鳥康文	総務係長	
14		水野 薫	大東町議会議員		44	赤堀賢司		計画係長		
15		半井 孝	大須賀町議会議長		45	深谷富彦		調整係長		
16		河井 清	大須賀町議会副議長		46	富田 徹		総務係		
17		内藤澄夫	大須賀町議会議員		47	服部和敏		総務係		
18		上野良治	大須賀町議会議員		48	宮崎裕和		計画係		
19			原田新二郎	学識経験者						
20			田中鉄男	学識経験者	×					
21			滝沢恵子	学識経験者						
22		戸塚誠夫	学識経験者							
23		松本恵次	学識経験者							
24		水野淳子	学識経験者							
25		増田正子	学識経験者							
26		蒲原忠雄	学識経験者							
27		中井明男	学識経験者							
28		鈴木正彦	学識経験者							
29		菅沼信夫	学識経験者							
30		小櫻義明	学識経験者							

別紙 2

第 4 回 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会次第

日時 平成 15 年 8 月 19 日 (火)

午後 2 時から

場所 掛川グランドホテル 王冠の間

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

[報告]

報告第13号 新市建設計画策定小委員会報告について

報告第14号 住民意向調査結果について

(2) 協議事項

[継続協議]

協議第 2 号 合併の期日について

[協議]

協議第 4 号 財産の取扱いについて

協議第 5 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 6 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

[提案]

協議第 7 号 地方税の取扱いについて

協議第 8 号 特別職の職員の身分の取扱いについて

協議第 9 号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第10号 条例、規則等の取扱いについて

4 その他

(1) 次回の会議の開催について

日時：平成 15 年 10 月 21 日 (火) 午後 2 時

会場：掛川グランドホテル 王冠の間

5 閉 会

別紙 3

開 会 午後2時00分

栗田事務局次長 皆様、改めましてこんにちは。皆様には大変お忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会の第4回会議を開催いたします。

開会前に事務局からお願いと連絡事項を申し上げます。携帯電話につきましては、マナーモードにするか電源をお切りいただきたいと思っております。

次に、お配りした資料の確認をお願いいたします。会議次第、本日の議事事項の記載があります協議会資料、新市建設計画策定小委員会の新都市ビジョン（原案）、住民意向調査結果報告書、それから協議会だより8月号、8月号には新市の名称募集チラシが入っております。以上5点を配付してございますので、確認をお願いいたします。

なお、本日の議事関係が記載された協議会資料につきましてご了解をいただきたい点がございます。第2回及び第3回協議会におきまして事前に説明をさせていただいております協議項目の資料につきまして、留意点から調整方針や選択肢までを添付してございます。しかし、参考資料以降につきまして本日は省かせていただいております。具体的に言いますと、協議第2号と協議第4号、第5号、それから第6号がそうであります。

協議会資料をご覧いただきたいと思っております。協議会資料の8、9ページをお開きください。協議第2号合併の期日について、9ページの下段の選択肢、合併の期日として適当であると考えられる期日までが載せてございます。それ以降の参考資料の関係法令や先進地事例などは省略してございます。協議の際、必要なときは以前にお配りした協議会資料で対応をしたいと考えておりますので、ご了承をいただきたいと思っております。

本日の日程につきまして、お手元の会議次第をご覧いただきたいと存じます。

議事の報告事項といたしまして、新市建設計画策定小委員会報告と住民意向調査結果の2件についてご報告をさせていただきます。

協議事項の協議といたしましては、継続協議となっております合併の期日と前回の会議におきまして提案させていただきました財産の取扱い、議会の議員の定数及び任期の取扱いと農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの4件についてご協議をお願いいたします。

それから、提案につきましては次回の協議会でご協議をしていただくこととなりますが、地方税の取扱い、特別職の職員の身分の取扱い、一般職の職員の身分の取扱いと条例規則等の取扱いの4件の事前説明をさせていただく予定でございます。

次に、会議の開催についてであります。本日の委員の出席につきましては、3号委員の掛川市の田中委員さんより欠席との報告をいただいております。委員29名中28名の出席をいただいております。会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして協議会の榛村会長よりごあいさつを申し上げます。

榛村会長、お願いいたします。

榛村純一会長 皆様こんにちは。

お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。また、日ごろこの合併協議会をめぐる諸般の問題につきましてご指導、ご鞭撻、ご推進をいただいております、これまた厚く御礼を申し上げます。

今日は第4回になるわけでございますが、皆様方のご協力のおかげで合併問題もいろいろな意味で煮詰まってきつつあります。参考までに申し上げますと、まず1市2町のシンポジウムを3会場で開きまして、それぞれ合計1,300人ぐらいの方が参加していただいて合併問題が掘り下げられたとか、新しい意味がわかったとかという概ねいい反応がございましたが、また反面ではなぜ1市2町かと、小笠郡は一つでやるべきではないかというような強い意見も出されたところがあります。これについては後ほどご報告なりご質問にお答えしたいと思いますので略します。

あと、それぞれの町議会や委員の方々がそれぞれの町のタウンウォッチングをしていただきまして、これまた意外な面をそれぞれが発見する、再確認するという効果があったと思います。

それから、新市の名称の募集を始めまして、今現在では100人程度の応募しかございませんが、一応そういう名付け親に対しての1人1件の募集を始めているということです。これに参加していただくことは関心を持っていただく一つのきっかけになりますので、委員の皆様方において新市応募の呼びかけをお願いできたらというように思います。

また、合併についてのアンケートをやってまいりまして、前回の協議会では概要を報告しましたが、今回はきちんとした冊子に報告をまとめてありますので、またご覧いただきたいと思っております。

それから、新市のビジョンについては小櫻先生を初めとしてそれぞれの小委員会の方々が勉強を深めていただいて、きょうはその中間報告というかデッサンを発表していただくと、そのデッサンや中間報告をもとに、今度は皆様方からご意見が出されて、それをまた練って、だんだんとキャッチボールをやりながら新都市建設ビジョンが充実していくと、こういうことでやっていきたいと思っております。

最後に、一番大事な問題は、この任意協議会、今回4回であります。9月にはそれぞれ法定協議会に立ち上げるべく、9月議会にそれぞれの1市2町において議決をしていただくというようなことになるかと思うわけですが、そうしますと今まで1市2町と2町で別々で任意協議会をやって、いつかすり合わせをして法定協議会に立ち上げる時は一つでいきたいという希望を持っておりましたが、どうも昨今の情勢ではそうならないという恐れの方が多くなってまいりました。

そういうことありますので、1市2町独自で法定協議会を立ち上げる議案を提出して、この次の第5回は法定協議会として開くというようになるであろう。そうしますと、今日この任意協議会の委員の皆様方には、この次の第5回ときは法定協議会の委員として出席していただくということになると思われまますので、その点をご理解をいただきたいというように思うわけであり

ます。

本日の議題としては4件あるわけですが、合併の期日は非常に選挙との絡みやいろいろで難しかったので継続協議になっております。その問題と、それから地方税の取扱いとか、特別職の取扱いとか、この次の4件の事前の説明を申し上げるといようなこと。それから、先ほど申し上げた住民の意向調査のことや、あるいは新市のビジョンの中間報告といようなことを中心として今日この会を進めていきたいと思しますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

傍聴の方々、プレスの方々も大勢この会を見守っていただきまして大変ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

栗田事務局次長 ありがとうございました。

これより会議次第の3番目の議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定に基づきまして会長が務めることとなっておりますので、ここで会長に会議の進行をお願いしたいと思います。

それでは、榛村会長、よろしくお願いいたします。

榛村純一会長 それでは、規約の定めるところによりまして、暫時議長を務めさせていただきますので、議事進行にご協力をお願い申し上げます。

議事に入りまして、まず報告事項ですが、報告第13号と報告第14号の2件ございます。

まず、報告第13号 新市建設計画策定小委員会報告についてを取り上げます。

ご説明を申し上げますので、小委員会の小櫻委員長さん、よろしくお願いいたします。

小櫻義明委員長 それでは、新市建設計画策定小委員会の報告をさせていただきます。

資料の2ページと3ページにかけまして、第1回は既に報告していますので、2回から5回までの委員会の日程という内容について書かれています。これは見ていただいて省略をさせていただきます、ここで議論をされまして、別の資料でこういう掛川市・大東町・大須賀町新都市ビジョン(原案)という、こういうものが第5回、8月11日の委員会で提起をされました。それに基づいて、現在どういう都市ビジョンというものの策定の議論が進んでいるかということについてご説明をさせていただきたいと思います。

この新都市ビジョン(原案)の目次のところを見ていただくとわかりますけれども、大きく分けて3つの分かれます。すなわち、第1の序論、ここで都市ビジョン策定の方針、位置づけ、構成、さらに合併の必要性ということにつきまして、これは2ページ、3ページにかけて6つの合併の必要性という形で整理をしております。これは住民の皆さん方になぜ合併が必要なのかということについて整理をして、理解をしていただくためにつけ加えているわけでありませう。

大きな2番目の柱としましては、1市2町の現状の分析ということを行っています。4ページから大体概況、さらに人口、それから都市基盤、そして産業、さらに福祉、医療、生活環境ということについて、それぞれ1市2町の概況を整理して載せています。

それを踏まえた上で、その資源の特徴としまして15ページ、1市2町全体の資源の特徴としまして大きく自然的資源、それからハード系の資源、ソフト系の資源という形に分けて整理をして

います。これも皆さん既にご存じのことですので、見ていただければこういう形で整理をされているということがわかりかと思えます。

さらに、その中で特にこの1市2町を結びつける接着剤としての一役割を担っています小笠山を取り上げて、この小笠山を中心とした資源の特徴を自然的資源及び社会的資源という形で整理をしております。

さらに、18ページのところで、こういう現場を踏まえた上で、あるいは資源というものの特性を踏まえた上で、課題としまして3つに分けて提起をされています。1つは、都市基盤面の課題としまして、この1市2町、新市の背骨となる南北軸の形成ということが都市基盤としてピックアップされて強調されています。その内容は、道路、交通、情報、開発、これは小笠山の開発ですけれども、高次都市機能、それから地域バランスということについてそれぞれ課題が整理をされています。

2番目の課題としましては産業面ということで、次代に向けた産業の育成ということで、農業、工業、商業という既存の産業について課題が整理された上で、健康産業、それから多様なサービス業、これは高次都市機能と連携をしたそういうものの重要性というものがさらに2つつけ加えられております。

3番目の課題としましては生活面ということで、豊かさが実感できる生活環境という点で、都市機能、田園機能、それから公共施設、資源の活用、少子高齢化への対応、防災対応、下水道整備、その次の22ページに8番目として地域の個性、それぞれの地域特性というものを生かして、それを充実させることと連携という形で整理をされています。

23ページ、これがこの新都市ビジョンの一番の柱であります新都市の将来ビジョンということでもあります。これも内容は大きく5つに分かれていますけれども、まず最初に、新しい市に期待される役割としまして、まちづくりの考え方としまして3つ整理をされています。これはまちづくりの方向と言ってもいいかもしれませんが、やはり一番大きな課題は南北軸の形成であるということです。海と山、さらに都市と田園をつなげるこの南北軸というものをつなげることによって東西の交通幹線というものが生きてくるし、さらにそれを広域的にもっと活用することができるという、そういう意味でこの南北軸の形成、それから2番目に東西軸の活用というものが柱として提起をされています。

そして、24ページの上に3番目として地域の自立とコミュニティの拡大という形で、これからの地域は住民の積極的な参加と役割分担のもとで地域の自立を目指す。さらに、コミュニティにおいても従来の既成の町内会、自治会等のコミュニティだけではなくて、新しい機能を持った、あるいはテーマを持ったコミュニティということも踏まえまして、住民の参加と連携強化、こういうものとして3番目の柱として提起をされています。

続きまして、新市への期待を分野別に整理をしているものでありますけれども、これが大体7つに分野が整理されています。第1が健康・福祉・医療分野であります。2番目が自然・環境分野であります。3番目が教育・文化、4番目が産業、それから5番目が都市基盤、そして6番目

として地域コミュニティー、連携・交流、7番目が行財政という形で、分野がそれぞれ7つに整理されています。ただ、この順番につきましては重要度から必ずしも置いているわけではありませんで、この分野のいわば順位づけ等々についてはまた別途議論で深めていきたいという具合に思っております。

それから、27ページのところでありますけれども、将来ビジョンの2番目の柱としまして新市の将来像ということで、これも先ほどの冒頭のところの新市の期待される役割、まちづくりの考え方と連動しているわけですが、将来のまちづくりの考え方としまして3つにこれを整理されています。

1つは海山連携のまちづくりということで、南北軸の創出によって便利になる、豊かになる、一つになるという、そういう方向であります。便利になるというのは、その下に書いていますように、新市内の生活交通・産業交通が円滑に進んでくる。さらに豊かになるということで、海、平地、山等々の地域資源というものが活用される。そして、いわば1市2町、これが一つになる一体性というものを形成というのがこの第1番目の柱であります。

2番目の柱が、東西軸とクロスすることによって、そのクロス効果のまちづくりという形で、東西軸と南北軸の交差によって元気になる、楽しくなる、発展する、こういうまちづくりという形で提起されます。元気になるということでは、下に書いていますように、広域的交通というものが整備されることによって、産業というものがより活性化されてくる。さらに、交流機会というものが増えて、住民の活躍の場が拡大するということで楽しくなるし、産業集積、人材育成によってさらに発展をしていくという意味であります。

3番目の柱は、市民が進める生涯学習のまちづくりということで、住民の参加と協働の考え方によって優しくなる、手をつなぐ、未来を拓くという意味であります。楽しくなるということは、地域で福祉・教育・環境を支える。さらに手をつなぐのは連携・協力による地域運営の仕組み、活動、これは1市2町の住民の方々の住民間の連携であると同時に、住民と行政、さらに企業との連携、協力ということでも手をつなぐという意味が含まれています。さらに未来を拓くのは、まさに住民が主役となって将来を切り開いていくという意味であります。

そういう3つの考え方に基づいて、新市の将来像という形で4つの案がここで一応提起されています。1案が「海と山と街道が連携し、人々が手を取り合い未来を拓く、交歓都市」、2番目が、もう少し具体的に「遠州灘と小笠山と東海道が連携し、人々が輝きを増す、交流都市」、3番目が「海と街道と山がつながり、夢・未来を創出する、交流都市」、4番目が「人と街と自然のネットワークを創造し、安心・快適で豊かさきらめく、田園都市」というものであります。これは一応案として当面4つが提起をされているだけでありまして、この4つのどれかにするか、あるいはそれぞれ取り合って別なものをつくっていくか、全く新しいものを考えていくかはこれからの議題であります。

29ページは、それを踏まえた上で、新市の基本目標という形で分野別の目標が整理をされています。分野別とは、先ほど申し上げた7つでありますけれども、それぞれの内容は、1の健康・

福祉・医療系としましては「住民が安心して暮らすことのできる健康長寿のまちを創る」ということでもあります。2番目の柱が環境系としまして「美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る」。3番目が教育・文化・余暇というのが入っていますが、最近は余暇という言葉は古くなっていますので、教育・文化ということで「子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る」。4番目の柱が産業系としまして「活発な産業活動が生まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る」。5番目が都市基盤系としまして「南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る」。6番目が連携・協働・交流系としまして「住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る」。7番目が行政改革系としまして「行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る」であります。

31ページから、その7つの柱に応じて具体的な項目としまして、1番目の保健、医療に関しては、先進的な保健医療から最後の8番目のスローライフによるということまで8本の柱がここで提起をされています。それぞれについては省略しますので、また見ていただければと思います。

2番目の環境系の柱としましては、この5つ、貴重な自然環境の保全から自然エネルギーの活用までというものがここで整理をされています。

3番目の教育・文化としましては、この5つであります。

さらに、4番目の分野としまして産業につきましては、ここで7つのいわば地産地消のまちづくり、農業、商業ということから始まりまして、高次都市機能、都市型サービス産業ということまで7つの柱があります。

5番目としまして、都市基盤としまして南北軸の創出と東西軸の連携として、これも海山連携、南北東西の連携、生活道路等々、中心市街地の活性化、公園、防災、こういう7つが立てられています。

それから、住民の参加、連携・協働につきましては、ここも6つの柱で立てられています。

そして、最後の行政改革系としましては3つであります。電子自治体、行政組織の効率化と能力向上、行政事務の効率化ということになっております。

ただ、これにつきましては、8月11日の委員会の中でいろいろな議論が出まして、1つは、この将来像の考え方としまして3本の柱が立てられていますけれども、生活・福祉・環境、これは住民のニーズからいっても非常に強いものがあるものですから、そういうものをもう少しこの3本の柱の中、すなわち海山連携、クロス効果だけではなくて、もう少し生活・環境・福祉というものを反映させるような柱の整理の仕方というものがあるのではないかと。これは今後の委員会で、そういう形で修正をしていきたいと考えています。

さらに、分野別につきましても、それぞれ主要施策で大体5つから8つなんですけれども、これも大体6つ、7つに整理して、とりわけ最後の行政改革のところは3本しかないというのはちょっと手薄ではなかろうかということで、これも整理するような形でやっていきたいと思っております。

最後は、新都市ビジョンの体系図、これで全体を見ていただけるように整理されています。一番最初に、この将来像という形で、まだ という形でとどまっていますが、これが28ページに

4つ、案として示されているものでありまして、この4つのどれか、あるいは違うものがこの冒頭に入れられまして、その次に先ほども言いました3つも柱、海山連携、クロス効果、それから生涯学習とありますけれども、これも先ほど申しましたように、もう少し環境・福祉・健康、あるいは教育・文化とか、そういうものを含み込んだような柱ということにまた考えていけばという具合に思います。

分野別につきましても、その下に7つありまして、これについてもちょっと7つは多いのではないかという意見もありましたし、整理をするとこれぐらいになるかなということもありまして、これについてもまた引き続き検討をしていきたいと思っております。委員の皆さん方も、これが今の出されている原案ですので、何かお気づきの点だとかご意見がございましたら、ぜひとも事務局の方にご連絡をいただいて、小委員会の議論の中にも反映させていきたいと思っております。

以上で報告は終わらせてもらいます。

榛村純一会長　ご苦労さまでした。

ただいまのご説明は、皆様でまた協議していただいたり、委員と小委員会のクロスする中で、次の第5回では議案として提案されるものであります。したがって、今日は議案ではなくて報告であります。議案になる前に皆さんの意見をよく聞いておかなければいけないというわけでありまして、ただ今からご質問やご意見を受けつけたいと思っておりますので、ご遠慮なく今の小櫻先生の報告に対して注文をつけていただくなり、質問をしていただきたいと思います。

それでは、順次どうぞ。鈴木委員。

鈴木治弘委員　大東の鈴木治弘でございます。

先生はですね、第2回の会合のときにも、小笠、菊川が抜けて1市2町の枠組みで良かったというようなお話をされましたし、大東町のシンポジウムへお見えになりました。その考え方を最後に力説をされました。私どもは小笠郡に住む者として1市4町というものを一つの枠組みとして考えて今まで来たわけでございますけれども、いずれにしても東遠という大きい枠の中で道路問題等も考えなければならぬのではないかというふうに考えておりますけれども、1市2町になったことによりまして具体的にどのような良さが生まれたのか、そこら辺を多少意地の悪い質問になったかもしれませんが、お聞きをしたいと思います。

榛村純一会長　はい、どうぞ。

小櫻義明委員長　1市2町の枠組みになることによりまして、このビジョンのように南北軸というものがやはりメインの事業になってくるだろう、柱になってくるだろうと。もし1市2町ではなくて1市4町とか、あるいはもっと広い範囲になりますと、例えば大東と掛川を直接つなぐよりは、大東は菊川に行ってそれから掛川に来ればいいのか、あるいは大須賀は袋井と浅羽の端っこでいいのではないかという議論が出て、南北軸というものが新市の新しいまちづくりの柱に必ずしもなるとは限らないという、そういう意味では1市2町という枠組みの結果、この南北軸というのがやはり冒頭に出てくるし、全体のまちづくりの基本になってくるという、そういう流れだろうと思っております。

ただ、私の個人的意見としましては、こういう枠組みになったとしても、掛川と菊川、あるいは浜岡をつなぐラインとか、あるいは掛川と袋井、磐田をつなぐラインというのは、それぞれ都市は都市として発展をしていこう。ただ、合併に伴う新しい事業とかプロジェクトとしては、それはこういう枠組みになったことによって入らない。そういう意味でも、こういう1市2町の枠組みによって南北軸というものが整備されるということは、小笠山全体のいわば利活用という点で、さらに中東遠という将来の発展から見ても非常に好ましいまちづくりになるのではないかなという具合に思っておりますけれども。

榛村純一会長 他にございますか。水野委員。

水野 薫委員 大東町の水野です。

私は、今回の合併のときに小笠郡と掛川が一緒になれば、要するに小さな東京みたいな感じになりまして、山手線のかわりに掛川・大東・大須賀・浜岡・小笠・菊川という一種の環状線みたいな道路、あるいは何でも結構ですけれども、そういうふうにくるっと一周する、1市5町をつなげる環状線みたいなものと、そしてその中に縦横に1本メインを入れたら、リトル東京とは言わなくても小笠郡の小さな東京都かなと、そんな感じでいつも夢を描いておりましたけれども、どうも今回の1市2町になると、これは大阪かなと思うんですけれども、北の新地と南の何かという感じで、どうしても北と南に人口密集地が分かれる経緯になりますね。

当然、1市2町というのは南北軸を中心にまちづくりを考えなければならないと思いますけれども、一番危惧するのは、要するに新しい1市2町の中で新しい市街地をど真ん中、そのど真ん中が一番くびれているものですからなかなか難しいんですけれども、そうすると今の掛川を中心の市街地と、それから南に市街地と言えるかどうかわかりませんがそれなりの密集地があると、どうやって一つの町としてうまくつながるのかというのは非常に危惧しているんですけれども。いろいろなところで意見が出ますように、それは時間を短縮して、縦長を丸くするように交通機関の整備しかないと、ちょっとそれだけだと新市のビジョンとして非常に寂しいなという気がするものですから、何かこの1市2町でもすばらしい、ちょっと格好は悪いがすばらしいまちづくり、あるいはすばらしい都市ができるんだなというのがどこかで何か方法がないかなというのをいつも考えているんですけれども、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

小櫻義明委員長 恐らく環状線はできるでしょうし、将来そうなる可能性もあると思いますけれども、合併の枠組みとしましては、環状線をつくるよりはまず中央線をつくらうと。そういう意味では、環状線が先につくられてくると中央線ができなくて中が空洞化する可能性がありますので、先に中央線をつくって、それからあと環状線のことを考えよう。そういう意味では、もう少し中長期的な都市ビジョンというものが考えられると思いますけれども、この新市建設計画はあくまでも1市2町の枠組みのもとでの当面のビジョンですので、そこまではちょっとまだ言及できないということで、そこら辺のところは次の課題として考えていただければという具合に思います。

それと、中身につきましてはもっと、今の財政状況ですから魅力的な、なおかつ市民が積極的

に参加し役割を担うようなそういうビジョン、あるいは事業というもので魅力を増していきたいという具合に考えておりますので、ぜひまた具体的な提案もいただければと思います。

榛村純一会長 次に、何か、どうぞ遠慮なく。石山委員。

石山信博委員 新市建設ビジョンということで、大変夢のあるお話なものですから、話をしていくと多分大きく広がってしまうのではないかと感じて心配なんですけれども。

私は、この東西軸というのは大変重要な問題だというように考えております。それは、もちろん掛川・大東・大須賀というそれぞれの町を結ぶという、それも大事なんですけれども、第2東名と御前崎港を結ぶ、それは150号線を使って、そして掛川・大東・大須賀という南北軸でそれを結んでいくということになってくると思うんですけれども、この新都市ビジョンの中に掛川・大東・大須賀だけでは納まらないことがいっぱい出てくると思うんですよ。それは広域行政で当然やっていくというように思うんですけれども、柱の中に将来的にといいますか、広域行政を上手にやっていくということも必要ではないかなというふうに思いますけれども、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

小櫻義明委員長 全く私もそういう思いを持ってしまして、ただこういう新都市ビジョン、1市2町の枠組みでどこまでそこに言及できるかという、そこはちょっと課題でして、そういう意味でこの内容の中に若干そういう方向をにおわせるような、そういうものでも入れられるものであれば入れていきたいという具合に思っていますけれども。

ただ、先ほど申しましたようにこの1市2町という枠組みのもとで、先ほど言った御前崎を結ぶラインができた場合も、ここの部分が空白として空洞化しないように、そこに主なねらいを置いたビジョンだという具合に考えていただければと思いますけれども。

それと、もう一つ東西軸は非常に重要なんですけれども、東西軸で横につながっている都市間の競争の中で、それぞれが南北とどう連携するかどうかということによって、東西の競争の気風も決まってくる。そういう意味では磐田、袋井も全部南北で今いろいろ構想を練っているわけですから、掛川もいわば磐田、袋井に負けない南北軸というものをどうつくっていくかという、それが東西軸の中でやはり掛川というものにとってどれだけのプラスの意味を持つかということもまた決まってくるのではないかなという具合に考えています。

榛村純一会長 せっかくですから、大東、大須賀、掛川の住民代表というか、今までの発言はすべて議員さん方ですから、そちら側の方もちょっと。大須賀町でどなたか。小委員会の協議の過程の感想でも結構ですが、何かありましたら。松本委員。

松本恵次委員 大東の松本です。

基本的にはこの資料は小委員会の中で私たちが議論をしたという経緯がありますので、それを踏まえましてですけれども、こういう都市計画ですとやはりできるだけ夢が膨らむような、そういうふうな内容のものをこれから具体的につくっていかねばいけないなというふうに思うわけです。そういう意味で、この小委員会の方に入っていっていらっしゃる委員の皆さんの意見をやはりたくさん出していただいて、それを参考にまたこの内容を深めていくということが必要では

ないかなというふうに思っておりますので、どうしても3号委員の皆様は全員小委員会の委員でありまして、これを検討してきた立場でありますので、そういう意味では小委員会の方に入っていらっしやらない方の意見も聞かせていただきたいなと、私はそんなふうに思っております。

榛村純一会長　　どうぞ。半井委員。

半井　孝委員　　大須賀町の半井です。

ビジョンの中で非常に南北道について、私は大須賀町として見ますとやはり掛川の新幹線へ出たり、東名高速へ出たり、人間的な交流、また仕事の交流の中で非常に大須賀町からこれから掛川へ出ていく。はっきり言って、今の状態ですと袋井へ出る方が早いとか、そういうふうな道路のことなんかにしても非常に南北道が必要ではないかなというふうに思っております。

そういう中で、このビジョンの中で書かれているこういうことが重要ですよということは非常によくわかるんですけども、合併の期日が17年3月までということですので、ビジョンで考えていることが絵にかいた餅にならないような、そんなふうにしていただきたいと思いますが、方法としてどうですかね。もし大東町につなげる道がこれくらい、こういうふうな道ができるよとか、それはこれからの問題だと思えますけれども、17年3月までに合併して、まだ南北道が10年先に完成するよというような話だと非常にうちの町民なんかにしても合併ありきというような話の中でも、やはりそういうふうなビジョンが出たらなるべく早く手をつけていただければありがたいなと。

小笠山の開発とかいろいろな問題もあるでしょうし、そういう中で果たしてこのビジョンが本当にいいものなのか。ただ書くことは僕はどんな書物を見ても理想的なものはいっぱいあるんだけれども、現実感が本当にありますかどうか。非常に皮肉っぽい質問で申しわけないですが、なるべく具体的にお答え願いたいと思えますけれども。

小櫻義明委員長　　実は、新市の建設計画は都市ビジョンと、それからそれに基づく具体的な事業というものまで含めてなんです。一応、まず前段階としまして都市ビジョンというのは財政的な問題とか、そういう個別事業ということよりは、むしろ大まかな方向性という形でまず議論をしまして、この次にこういうビジョンでここで指し示している方向に即した事業を、どの程度の予算的な、財政的な裏づけでもってどういう事業を考えるのかというのが次の段階の議論になると思います。

そういう意味で、ここで南北軸というのがやはり前面に出ている限り、その南北軸を整備する事業という形で事業プランの中でもそういう方向で打ち出してこざるを得ないという流れになっておりますので、またこれも具体的な事業を踏まえまして、最終的な新都市の建設計画のところでは皆さん方に提起をさせていただいて、それが合併後の具体的な事業という形に結びついていくと思います。

榛村純一会長　　他に、どうですか。原田委員。

原田新二郎委員　　私も小委員会ですので、小委員会のメンバーとしてちょっとご連絡を申し上げたい。

これはその時に、今環状線とかそういうような発言が出ましたけれども、当然それとは違いますが議論はしました。その内容というのは、静岡空港ができるということは、これはもう既定の事実だと。したがって、静岡空港とのアクセスということも考えてみたらどうだろうかということとは議論になりました。しかし、現在ではそこまではちょっと手は伸ばせないのではないかとというようなことで、空港とのアクセスということを考えて場合には、当然御前崎の港、それから空港、こういうような環状的なものが必要になる。しかし、これは余りにも大きなことになるものですから、この小委員会の議論にはならないのではないかとというような結論に達したわけでございます。

それで、南北道というと、大須賀の議員さんから発言がありましたけれども、片側2車線ですーっと整備された大須賀から掛川の町が見えるような道を考えている人もいると、こういうような発言がありましたけれども、それはちょっと無理だろうと。でも、当然現在の22分ないし25分かかるのを15分ぐらいにするという考え方では、小委員会としても進めていかなければならない。

事実、今朝浜岡に用事がありまして7時45分に会社を出ました。そうしてずっと行きますと、なるほどこれは渋滞がひどいなあと感じたのは、上内田の交差点から大東町へ入りますと、こちらから行きますと左側が崩れか何かの工事をやっているところがありますが、あそこまでずっと渋滞しておりました。なるほどこれは南部の人たちが渋滞ということを使うことは無理ないなということを痛切に感じて向こうへ行ったわけでございます。

その節、我々は道路行政ということには非常に知らないものですから、勾配とかそういうことを考えて何とかいい道を考えようじゃないかと、こういうようなこともお示し願ったわけで、どうかそういうようなわけで南北道といっても、大須賀から掛川が見えるなんていうようなことは到底無理ですよというような状況でございましたので、小委員会の内容をちょっとご説明しておきます。

榛村純一会長 樽松さん。

樽松友則委員 今、小櫻先生が言われた1市2町ということで、現在これから進めるというのは1市4町というのはなかなか難しいと思います。ですから1市2町を中心に、今言ったように南北の中心線ですね、これを中心にやはり枝葉をつけて、それでそれぞれの地区の大東にしる、大須賀にしる、掛川にしる、それに対してそれぞれの地区で一つの線ができれば、それに今度はこういうふうにしていったらどうかというのは、そういうのはこれから具体的にになっていくと思いますが、やはり先ほども感じるように、それぞれ大東の方も、大須賀の方も、また掛川の方もそうですが、その南北と同時に、やはり将来は頭の中に描いてそういう都市ビジョンを考えていくというのが非常に僕らは大事ではないかなというふうに思います。ぜひ、そういう方向で、具体的にはもっと先になると思いますけれども、そういうことを考えて今後も進めていただきたいなど、かように思います。

榛村純一会長 他にいかがですか。

小松正明委員 掛川の小松でございます。

先ほど来、半井委員あるいは小櫻委員長の方から新市のプロジェクトの案ということについてもお話が及んでいるわけですが、例えば具体的に申しますと、今整備をしております掛川・高瀬線という農道などもございますが、あれとてもなかなか着々と、あるいは遅々と整備が進んでおりますが、なかなかいつになるか見えないというような状況でございます。

そういう意味では、この合併の中でも合併特例債という新市の特例債というのが認められるわけですが、ある意味、県あるいは国というような、そういう我々のちょっと手の及ばない部分のお力も借りないと、この新市のプロジェクトは成立しないということも十分考えられるわけですが、そういう意味では、そういうものに対するある意味、地域はこれぐらいこの新しいプロジェクトに期待をする、あるいはこれを本当に重要に思っているという、どれだけの意思が固まるかということも相当大きなポイントになるというふうに考えるものでございまして、そういう意味でも、今はまだその設計図を描く段階でございまして、その設計図に当てはまるパーツをどうしようかというのを次のプロジェクトの議論にまたなっていくと思いますが、そのときにぜひこの合併委員会、あるいは新市を構成する皆様方のたくさんのお力なりお知恵をいただいて、新市にとってこれが大変重要だというような一つになる意欲をぜひ示すような形に持っていただきたいというのが私の希望でございます。

そういう意味では、ビジョンの中でたくさんの方が最後のいろいろな具体的な施策に羅列されるわけですが、当然この中にも優先順位というものもつくだろう。その中において、新市にとってこれが一番大事、せめて次はこれだ、次はこれじゃないかというような、そういう優先順位を今後議論されるでしょうし、その中にやはり地域の熱意というものが外へ外へ示していくという、そういう姿勢が大事ではないかなと思いますので、またご議論方もよろしくお願ひしたいと思います。

榛村純一会長 何か、小櫻先生ありますか。他にいかがですか。

半井 孝委員 大須賀町の半井です。

今、ちょっと小委員会の方からそんな提案がされましたけれども、大須賀町にしてみれば本当にうちの町としては、大東町に1本広い道がある。それはお家が並んでいるわけで、それを少しセットバックしてもらってその道路を広くするというのは非常にお金がかかるのではないかな。逆に、大須賀町は大東町へ道をつないで、それでいいにしてくださいよというものを初めから僕は言われたくない。大東町はここに1本道出すよ、大須賀は大須賀で掛川から1本出しますよというような、まず発想はそこから始めてもらいたいんですが、特例債とかお金はこれしかないから、初めからできませんから、大須賀の人は悪いけれども我慢してこっちの方から大東町の道へ出てくださいよというような話をされるのは僕はちょっとつらいので、やはり1市2町で合併するので、大東町だけが、うちの方は大東町を通過してこっちへ来なければいかんとかいうのではなくて、やはり私は大須賀から直接掛川へ出る道がもしできるなら、それは一応頭に置いた中で、最終的に結論はお金がこれしかなくて、国の方も補助ができない、こういうことでこれで勘弁してくださいというのなら、それはわからんこともないですが、初めからそれは無理ですよという話

だけは小委員会の中では出さないようにしていただきたいなと、そんなふうに思います。

小櫻義明委員長　　今までの小委員会でそういう議論は出ていませんので、南北軸というのはあくまでも掛川と大東、掛川と大須賀との間の時間距離を10分、15分ぐらいに縮めようという議論です。

榛村純一会長　　どうぞ、上野委員。

上野良治委員　　ちょっと言葉の意味がよくわからないんですけども、キャッチフレーズのことで、先ほど4つのパターンの説明があって、これらを取り混ぜてやるとか、また新しいのをつくる云々という説明があったわけなんですけれども、交歓都市というのと交流都市、何となくわかるといえばわかるんですけども、実際的にはどういったイメージの都市なのか、ちょっと説明をお願いしたいんですけども。

小櫻義明委員長　　これもまだ提起された段階で、厳密な議論はまだこれからなんですけれども、交歓都市というのはまさにともに歓びを分かち合うという、そういう意味でいわばそこに住んでいる人の心とか生活というものも含んだものだと思いますけれども、交流というのは1市2町、あるいは山と海という違う地域がお互いにどういう形で連携をしているのか。だから、交歓と交流という言葉として、今まではわりとよく使われているのは交流という言葉だけれども、交歓というのはわりと新しい言葉ですけれども、ただそれがどれだけ一般受けをするのかどうなのかという、そういう意味ではなかなか一言であらわすというのは非常に難しいものですから、議論の中でこれももう少し膨らませていきたいし、さらにこれに代わるいい言葉があれば、そちらの方をまたと思っておりますけれども、ぜひこれも簡単な言葉で夢を描ききるといふ、そういうので委員の皆さん方はこういう言葉はどうなのかというご提案もぜひいただきたいという具合に思っております。

水野 薫委員　　新市将来像フレーズというので、1、2、3、4の中で先ほどからもし自分が選ぶんだしたらどれがいいかなと思って、正直な話、本当に大苦勞してこれだけここに提案されたと思いますけれども、ちょっといまいちだなという気がするんです。というのは、余りにも海と山と平野と無理やりに言葉でひっつけようという感じがありましてね、小櫻先生がおっしゃったようにもう少し短い言葉で、ちょっとこれだけだと我々の年齢になると、一体どういう町だと忘れちゃうぐらいですから、もう少し何か簡単な言葉で短く、余り掛川の方の山と海を無理にひっつけるような言葉ではなくて、もっと違う言葉はないかなと思って、お前考えろと言われても多分出ないと思いますけれども、ぜひそういうのをもう一度再考願って、本当にだれが聞いても「ああ、あの町か」という感じのもっと短い簡単な言葉がないかなと思っているんですけども、ぜひお願いしたいと思います。

小櫻義明委員長　　ありがとうございます。小委員会のメンバーは皆さんここにいらっしゃいますので、ぜひそれを含めて宿題として委員の皆さん方は次回にこういうのをというものを考えてきていただきたいという具合に思っていますので、ぜひそれも踏まえて考えさせてもらいたいと思います。

榛村純一会長　こちらに並んでいるのは1市2町の当局をやってきた人間ですから、ちょっと発言させていただきますが、私がちょっと今の中間報告で感じましたことは、一般論としては立派なことが全部書いてあって、ほとんどこれで網羅されているんですね。網羅されているということは、具体的に生活している人たちから見るとどれも非の打ちどころがない計画だけれども、さて俺とはどういう関係だということになるとちょっと具体性に欠けちゃうということがあると思うんです。

私が今感じただけでちょっと申し上げると、例えば国際性とかというものがちょっと足りないような気がするんですけども、これから中国とどうつき合うか、アメリカとどうつき合うかなんてことも、例えば大須賀町にはコーニングジャパンという液晶の有力な会社があって、コーニングと姉妹都市になっています。掛川は掛川でオレゴン州のユージン市と農場や森林まで持ってやっているんですね。それから砂漠緑化をやっている連中もいる。それから、大東町には松本亀次郎という偉い人がいて、2万人の中国人に日本語を教えた、その教え子の中には魯迅と周恩来がいる。そういうようなことですから、このコネを使って中国とのつき合いがもう少し今様な問題意識を持ってやれないかというようなことで、国際的なものでコーニング、ユージン、松本亀次郎、そういう新しい国際交流のビジョンが一つ入っていた方がいいのではないかと、こういうことを一つ思うんですね。

それから、もう一つ、今度できるまちはやはり東京女子医科大学、これは何と言ったって大きな資産だと思うんです。これは大東町のご努力によるわけですが、何と言っても吉岡彌生という傑物の女医さんが出たということですから、看護学校から始まって、今のあの大きな女子医科大学ができたわけですから、それを活用してこの新しい1市2町は予防医学とか、介護医学とか、そういうことについて非常に見識のある地域である。恩恵に浴している人が多い。あるいは、もっと言えば健康で長生きしている人が多い。あるいは、介護保険にかかり方が少ないと、こういうまちをつくるというようなもう少し具体的に医療・福祉が大事だということを書くのはどのまちだって、全国どこの合併のビジョンにも書いてあるんですよ。そうではなくて、東京女子医科大学があって吉岡彌生がいたからこういうビジョンがあるというようなふうに持っていったらいいんじゃないかと思うんですね。

そういう意味で、もう一つはお茶の効能ということ。この地域はお茶が一番とれる地域だと。ビタミンCがお茶にあると、このビタミンCを発見した人は掛川の三浦政太郎という、三浦環のご主人、今年はビタミンC発見80周年なんですね。そういうことを通じてお茶の効能と、それから東京女子医科大学と健康・長寿、それが結びついた新市のビジョンというようなことになったらどうかというように思うわけです。

それと、もう一つ関連して、この地域は報徳の町ですが、報徳というのが最近中国の北京大学の日本文化研究所で東洋思想の極致は二宮金次郎だと言い出したんですね。ですから、これを活用して報徳というものについての新しいビジョンを出したらどうか。昨日、生命誌研究館の今売れっ子の中村桂子さんが掛川へ来ましたが、これからの時代は多様性と継続性というよう

なものがいいんだということですから、そういう意味では分度という報徳思想というものをもう少し出してもいいのではないか。

それから、もう一つ女性が今日本列島の大きな問題は女性が東京に集まって、あるいは大都会に集まっちゃったのが日本の問題なんですね。だから、田園都市に女性が今度1市2町のこの都市には女性が非常に帰ってくる率が高い。女性の定着率、少子化ではないというような、そういうまちをつくるというので、今、伊藤町長が男女共同参画というのを非常に言ってきたわけですね。だから、現に1市2町が協調してきた、やってきた特色から入っていく計画を立てた方が住民にわかりやすい。それからまた、誇りに思いやすいのではないかというふうに思ったんです。

そういう意味からいくと、女性が少子化についてのこともありますけれども、やはり女性が美しいまちというのは大事なことだと思いますし、それから砂地農業でやっている女性やバラ団地の女性なんかはコンピューターをやっている女性と同じように、昔のお百姓さんの顔ではなくてコンピューター技師みたいな顔をした農業をやっている人がいっぱいいるんですね。だから、そういう意味で新しい農業のビジョンを女性像としてちゃんと確立するというようなことを言わないとどうかなと思うんです。

最後に、もう一つ、私は大東町をずっと今度一緒になる町として何日間かけて回ってきたんですけれども、大東町という町は本当に昭和35年以来全町構造改善をやって、非常にうまく分散させて田園都市をつくった町だと思うんですね。これを分散を新しい集積等をつくりながら、分散しながら田園都市だというんですけれども、田園都市というのは全国のビジョンであって、今後掛川のまちなか再生でつくる再開発ビルの集積と、それから大東町にある商業プラザと、それから大須賀町の在来からある城下町としての長ひょろい集積と、全く違う集積があるんですね。

これを一つの町に有機的にまとめながら、それぞれの役割分担をどういうふうにやっていくかというのは非常に難しい問題ですけれども、しかしそれをやらなければそれぞれの地域の人は、俺のところはどうすればいいんだというようなことになってはいかんというふうに思うので、分散と集積、そしてその再編成、リフレッシュ、これを具体的にまとめていかなければいけないのではないかと、私はそのように思いましたので、ちょっと感想ですが、よろしくお願いします。

小櫻義明委員長 ありがとうございます。

実は、この原案は大部分が8月11日当日配付されて、委員の方々はそれを見ながらご意見を言っていたいて、どれだけこの地域特有の個性的なものにしていくかどうかというのはこれからの課題でして、その中で例えば国際交流についても実は委員会で議論されていまして、もっと出していくということと、それからそれぞれ海外と姉妹都市で国際交流もやられているんだけど、同時に外資系企業だとか外国人労働者という形で、この地域の中に外国の人がいろいろな形で入ってこられる。

そういう意味では、内なる国際化ということでどういう交流を促していくか。さらに、国際交流だけではなくて、国内の他の都市との交流というのも大事ではないかという議論も出されていきました。それが全体の中では、住民の参加・連携の6のところ押し込められているんですけれ

ども、もう少しちょっと散らばらせるというか、広がらせる必要があるのではないかと。

それから、例えば東京女子医大というのはまさにそういう意味でどう活用していくかという課題ですけれども、この点につきましても恐らく個別事業のところでは、この東京女子医大の施設等をどう活用した事業という具合になってくると思いますので、そういうものも反映させてこういうビジョンの中でそういうものを生かしていきたいという具合に思っています。

報徳においてもやはり同じでありまして、そういう意味ではまさにこれからどの地域に持っていても当てはまるのではなくて、この掛川・大東・大須賀という1市2町でしかできない、そういう個性のあふれたビジョンにぜひしていきたいと思っています。

ありがとうございました。

大倉重信副会長　　大変いろいろなご意見が出てきましたけれども、回を重ねてこの会も4回になりましたけれども、やはりどうしてもそれぞれの委員さん、例えば大東の方は大東、大須賀の方は大須賀というような形の中でのご意見が出てきています。これは当然のことだと思いますけれども、ある程度回を重ねてきたら、やはりここは既にこの委員さんだけでも1市2町になったという感覚の中で、どうして1市2町が自立していくか、この辺に視点を置いてもらわないとなかなか難しい問題ではないかなと、私の言っていることも非常に難しい問題だと思いますけれども、そういう時期にぼつぼつきているのではないかなというふうに思うわけです。

今、市長さんもおっしゃいましたように、それぞれのまちが持っている財政的な問題を考えても、すばらしい道路が何本もできるなんてことはなかなか難しい問題だと思います。そういうことを考えますと、この1市2町の中でどの路線にそれをシフトした方が一番経済的か、それから利用する方々にもいい道路ができるか、こういうことを念頭に置いて考えていかないとなかなか意見が集約できないのではないかと、そんな気がいたします。

それから、伊藤さんも、それから榛村市長もよく言いますけれども、タウンウォッチングを私もやっています、1市2町には非常に抱負な他にない魅力がたくさんあるなということも実感として感じております。掛川さんうちの町に来てくれましたし、大須賀さんも来てくれました、それぞれの方々はどんな感じを持ったかわかりませんが、私はそんな感じを持っていますので、どうかこれからは予定の会合はやがて半分になりますものですから、我々だけでも一つ心になって一つの固まりをつくるという、そういうお考えでご議論を願えればなという感じがありますので、老婆心ですが一言申し上げました。

伊藤徳之副会長　　それでは、私からも一言発言をさせていただきます。

このビジョン、原案につきましては、1市2町がこれから融和と連携を深めながら新しい町をつくっていくときに、まずは財政の裏づけとかそういうものがない、まさに将来の夢を広げていくということですので、夢につながっていくような広がりのある文書表現になっているというように思っております。

これから、それらのビジョンを踏まえて事業のプランづくりに入っていくときに、そのビジョンの中の大きな柱が幾つか事業化の方向に向けていくということに、その時にはしっかりとした

財政的な裏づけを持ってということで実現を目指していくということになるというふうに思っておりますので、ビジョンとすれば皆さんに夢を広げていただけるようなことでよろしいのではないかとこのように考えております。

それにしても、1市2町のビジョンでありますので、これをもちろん第2東名から空港、あるいは御前崎港とかいろいろな話はあるわけですが、そちらばかり言ってビジョンの骨が1市2町の枠を出たような話では困るわけですので、また1市2町を含めたこの地域の広域的なことにつきましては、もちろん第2東名と空港や港については県のレベルでも考えられることですし、私どもも現在広域行政の中で行っております小笠・掛川振興協議会、また東遠の定住圏、あるいは民間の皆さんが東遠の経済研究会、いろいろな枠組みの広域行政を持っておりますので、新しい市になった段階でそういうような再編成もあろうかというふうには思いますが、近隣の市町と広域なレベルの話も当然上がってくるというふうには思っておりますので、ビジョンとすれば1市2町の内容について夢を膨らませることであればいいのではないかとこのように考えております。

榛村純一会長 はい、それでは、どうぞ。

石山信博委員 小櫻先生、先ほどもう一つ言いたかったんですけども、新市の将来像のフレーズなんですけれども、これを見せていただきまして、4番目に田園都市というのがあるんですけども、確かにそのとおりなんですけれども、以前出された資料の中で見ていただくとわかると思うんですけども、この地域は工業出荷額が非常に高い工業都市でもあるわけですね。この1市2町で1兆2,000億円近い工業出荷額があるわけなんですけれども、田園都市という表現をされますと、何か大事なものが抜けてしまうような感じがするものですから、田園・工業都市だとか、工業・田園都市だとか、そういう形での何かフレーズをつくっていただいた方がいいんじゃないかとも思うんですけども、いかがでしょうか。

小櫻義明委員長 ありがとうございます。

確かに田園都市というのは非常に古い言葉なものですから、そういう意味では案の4番目で昨年の報告書でこういうことを書いていたということで提案されておりますので、ご意見を参考にしてお考えさせてもらいたいと思います。

榛村純一会長 県のお二人は何かアドバイスございますか。ほかの合併協議会にもお出になっていらっしゃるけれども、そこにおける議論とどうですか、比較して。

菅沼信夫委員 行政センターの菅沼です。

私は、今一番最後のページのA3の横書きの体系図を見ていますけれども、いろいろ議論ございましたが、やはり山といいますか小笠山、それから海、そういったちょっと変化のある自然と、それからこれからの都市の発展に欠かせない都市、あるいは地域の発展に欠かせない交通基盤がかなりというかほとんどが集積する地域であると思います。新幹線にせよ、第2東名のインターはありますし、東名のインターもありますし、空港からは適度な位置にありますし、それから重要港湾からも適度な位置にあります。これは大事な、地域の発展に欠かせない条件ではないかと思っておりますので、それと自然を組み合わせた一つのイメージを立ち上げていただくといいのかな

とあってこれを眺めていました。

今、まだこの冊子が立体的というか、絵といいますか、そういったイメージがまだないものですから、これからいろいろな言葉とか、あるいはほかのメニューが添付されて、もう少し立体的なものになってくると、この海・山連携、それからクロス効果、この辺が浮き上がってくるのではないかなとちょっと楽しみにしております。

それで1点、会長の話にもありましたが、一つの市になりますけれども、やはりそれぞれの地域の役割が何かあるのではないかなと思うんです。今の掛川の都市、それだけでは、住むにも、産業・農業をやるにもそれだけではできないわけですし、現在の大須賀あるいは大東が持っている役割というのが将来とも浮かび上がってきて、いわゆる地域分担といいますか、分けるわけではないですけども、特徴を生かしたそれぞれのエリアの役割ですか、そういうのが浮かび上がってくると楽しいなと思って、これは今はビジョンの段階ですから、先ほど来言われております道路をどうするというのは、これからいろいろほかのメニューも一緒になって上がってきて、その中で全体を見て優先順位をこれからつけていくんだらうと思いますが、その段階でどの道路をとというのは出てくると思いますので、今の段階ではそうした一つの新しい市のイメージを浮かび上がらせるような、そんな工夫をさらにしていただけるとありがたいなと思っておりました。

榛村純一会長　　ありがとうございました。

それでは、時間の関係もございますので、まだまだご発言があらうと思いますが、この会だけが発言でなくて、小委員会は常時開設されていますから、委員の皆様方それぞれ注文をつけたり、アドバイスをしたり、聞き合わせをしていただけたら幸いです。

したがいまして、この辺で中間報告は後の議案になるまでに皆さんで作り上げていくと。先ほど大倉町長がおっしゃったように、この委員会は一つの委員としていろいろ考えていただくというようなことをお願いしたいと思います。

では、続きまして報告第14号の住民意向調査結果報告をご説明申し上げて、住民・市民は何を考えているかというようなことを議論していただきたいと思います。

松井事務局長　　それでは、報告第14号になりますが、住民意向調査結果報告につきましてご説明いたします。

お手元にお配りしておりますこちらの報告書をご覧くださいと思います。

まず、報告書の構成でございますが、目次をご覧ください。1の調査実施要領には、今回の調査の目的や調査対象、それから回収状況等が載せてございます。2の調査結果の概要につきましては、回答者の属性に関する事項や結果の概要がまとめてございます。また、3の単純集計結果は、前回の協議会で報告をしてございますが、表やグラフを見やすく修正をいたしました。4のクロス集計結果でございますが、これは性別、年齢別等の属性別に回答をより詳細に分析したものでございます。報告書には、男女別、年齢別、地域別のすべての結果、それから職業別、居住年数別については特徴的なものを記載してございます。5の自由回答結果につきましては、医療福祉関係、南北幹線道路関係、住民負担関係など20項目に分類をして意見や提案をまとめてござ

います。

本日は、2の調査結果の概要により報告をさせていただきます。4ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、(1)の回答者の属性に関する事項につきましては、前回報告をさせていただいておりますので省略をさせていただきます。また、(2)の合併に関する設問について、その結果概要についてご説明いたします。

の合併に関する関心ですが、約7割の住民の方が関心があると回答されております。男女別では、女性は62%、男性は76%で男性の方が、また1市2町の地域別では掛川市より大東町、大須賀町の住民の方が少し高い結果となりました。

次に、の合併に期待する効果でございますが、「役所の人件費等経費が節約される」「今までとは違う発想のまちづくりができる」「南北道路がよくなる」が上位を占めておりました。地域別では大東町と大須賀町の第2位は「南北道路がよくなる」でございます。また、道路整備に対する期待がうかがえました。

次に、5ページのの合併に対する心配についてでございますが、「税金や使用料などの住民負担が増えないか」「中心部と周辺部に格差が生じないか」「新たな整備にお金がかからないか」が上位を占めまして、経済的側面と行政サービスの後退を心配しております。

年齢別に見ますと、若い世代では住民負担の増加や中心部と周辺部との地域格差を心配しており、年齢が上がるにつれてきめ細かな行政サービスができなくなることや役所が遠くなることなど、行政サービス、生活利便性の後退を心配していることがうかがえます。また、地域別では大東町、大須賀町とも「掛川市に吸収されたようにならないか」とか、経済的側面に加えて地域格差や吸収に対する懸念が見受けられます。

それから、の現状の行政サービスやまちづくりへの満足度についてでございますが、ごみ収集処理、リサイクルと文化・芸術・地域の伝統歴史は肯定的な回答が高く、廃棄物や歴史・文化に関しては満足度が高い結果となりました。一方、公共交通、道路・交通安全、下水道、商業振興につきましては否定的な回答が高く、都市基盤と商業に関しましては不満を抱いていることがうかがえました。

年代別では、20歳代の回答は公共交通、商業振興、道路・交通安全に関して否定的な回答が高く、地域別では大東町と大須賀町は公共交通に関する否定的な回答が約6割を占め、不満が高いことがうかがえました。

それから、の新都市のまちづくりに積極的に活用していくべき資源につきましては、福祉・介護施設のネットワーク、1市2町を結ぶ幹線道路、スポーツ施設が上位を占めておりました。男女とも1市2町を結ぶ幹線道路が上位でございますが、このほか男性は遠州灘海岸、小笠山、これが上位回答でございます。また、自然環境を活用したまちづくりを期待しています。一方、女性は福祉・介護施設のネットワーク、スポーツ施設が上位を占めておりました。また、掛川市では新幹線掛川駅、大東町と大須賀町では1市2町を結ぶ幹線道路と遠州灘海岸が上位回答ござい

ました。

それから、6ページになりますが、の新都市の望ましい姿につきまして男女別、年齢別、地域別、いずれも「保健・医療・福祉の充実したまち」「自然環境の豊かなまち」「安心・安全なまち」が上位を占め、多くの住民の方が安心して暮らせるまちや環境を求めていることがうかがわれました。

それから、の優先的に取り組むべき施策につきましては、男女とも医療や福祉の充実を図ることが第1位回答でございました。男性は「道路をよくすること」「行政組織の合理化や財政の健全化を図ること」が第2位、3位で都市基盤と行政基盤を重視しております。また、女性は「バス・鉄道等の利便性を高めること」「大震災などの災害に備えること」が第2位、3位では生活の利便性や安全性を重視しております。

最後に、の自由回答欄につきましては865名の方々からご意見をいただきました。「医療・福祉の充実、南北幹線道路の充実、住民負担の軽減など20項目に分類をして、主要な意見、提言を75ページ以降になりますが、まとめてございます。

以上、調査結果の概要を説明させていただきましたが、詳細につきましてはまた後ほどご覧をいただきたいと思っております。

報告につきましては以上でございます。

榛村純一会長 ただいまの説明に対しまして、何かご質問なりございましたらどうぞ。

滝沢恵子委員 事務局に質問なんですけれども、今のこの結果報告書というのは新都市ビジョンの方にも生かされていると思うんですけれども、これを読みますともっと本当にいろいろな意見とか、ちょっとこの新都市ビジョンでできた、ここで作った新都市ビジョンをまた変えていくような形になっていくと思うんですけれども、どうやってこれから意識調査というか、この意向調査を小委員会等に絡ませていくのかをお聞きしたいんですけれども。

松井事務局長 こちらの住民意識調査につきましては、目的のところにも記載してございますように、この新市建設計画のまちづくりの素案に反映していくというのが目的でございます。そういう意味で、住民アンケートもこの意識調査も早々に取り組んだわけでございますが、速報につきましては前回、協議会で報告をさせていただきまして、今回やっとクロス集計の結果が出たわけでございますが、今日報告させていただいたわけでございますが、これも委員会の中でいろいろご議論いただきました先ほどの意見も踏まえて、この調査結果もその一つの住民の方々の率直な意見であるというところをえ方をさせていただきまして、この内容をまた持ち帰っていただきまして、小委員会の方々にはこの内容についてもう少しご理解、ご確認をさせていただいた上で、また次回以降の小委員会にその辺のところを加味していただいて、その辺の大きな意見が取り込めるような形で計画の方をまとめていただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

榛村純一会長 いいですか。他にございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 特にございませんようでしたら、後の協議事項も1時間程度要しますので、このアンケートはまたお持ち帰りいただいて、それぞれ何を求めているかくみ取っていただいて、この次の小委員会に生かしていただきながら、この委員会としてよく勉強して、今後住民・市民の集会等でも使わせていただいて有効に住民参加、市民参加で合併が進むようにしたいと思いますが、とりあえずこの報告書を了承というかお持ち帰りいただくことで次に移りたいんですが、時間の都合もありますので、ここで10分間休憩をいたしまして、それから協議事項に入りたいと思いますが、それでよろしゅうございませうか。

(「異議なし」と言う者あり)

榛村純一会長 それでは、3時40分まで休憩にいたしますので、その間ご意見交換等してください。

休 憩 午後3時30分

再 開 午後3時40分

榛村純一会長 それでは、再開いたしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

今日のメインのテーマ、協議事項に入ります。

協議次第にありますように、本日の協議事項は4件あります。それで、継続協議が協議第2号の合併の期日であります。これは非常に難しく、前回継続協議になりました。したがって、今日は協議の第4号財産の取扱いについて、第5号議員の定数及び任期の取扱いについて、第6号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、この4号、5号、6号をまず一つ一つ詰めていただいて、その上で第2号の合併の期日について協議をしていただくと、こういう順序で進めていきたいと思ひますので、ご協力をお願いします。

それでは、協議第4号の財産の取扱いについてを議題とします。

前回このことについては説明がしてありますので、ご意見を伺いたいと思ひます。

山本義雄委員 掛川市の市議会の山本でございます。

この件であります、掛川市議会といたしましても8月12日に全員による合併主要問題特別委員会を開きました。そして、昨日、大東町さん、大須賀町さんの2町のタウンウォッチングをやらせていただきまして、担当者によります丁寧な説明をいただきまして、本当に掛川にない大東町さんのよさ、大須賀町さんのよさというものをそれぞれみんな感じてきたところでございます。

12日の協議内容は3つあったわけですが、私からは4号議案の財産の取扱いについて議会の内容を申し上げたいと思ひます。

議員からそれぞれ意見が出たわけですが、今までの財政規模や人口規模、それからまたそれぞれの市町のまちづくりの方針に従ってきてあるわけですが、公有財産、それからまた物品から債権、基金、開発公社とか、第3セクターとかあるわけですが、そのところに示させていただいておりますように、1市2町のいろいろな問題があるかもしれませんが、

その辺を調整していただいて、すべて何とか新しい市に引き継ぐという説明がありまして、議員としましてはその方針でいくしかないかなというか、そのようなご意見があったわけでございまして、掛川市につきましても開発公社とか第3セクターもあるわけですが、そのすべて総会を開いておりますし、監査を行ったうえで議会に付議されておりますので、そういうことをオープンにした中でそのような方針でいくのが妥当ではないかという、議会としてはそのような委員会の話し合いになりましたのでご報告をしておきます。

榛村純一会長 他に何かありますか。

内藤澄夫委員 大須賀の内藤です。

この財産の関係につきましては、今、山本議員さんからお話がありましたとおり、新しいまちに引き継ぐということで何ら問題ないと思います。

榛村純一会長 他にありますか。

鳥井昌彦委員 大東町の鳥井です。

私どもも話し合いをさせていただきまして、そういう中で財産すべてを公示した中でお願いをしたいと。まだまだ今まで民間の人たちから言われている中には、掛川市さんには隠れた借金があるのではないかなというようなことも本当に現実言われているわけです。そういう中で、私どももわからない部分があるわけですが、特に私どもの町にない債務保障にかかわるもの、掛川市開発公社が実施する事業に対する債務の損失補償、限度額 120億円というものがあるようですが、こちら辺の説明もできればいただきたいと、こんなふうに思っております。

よろしく申し上げます。

西尾行財政課長 掛川市の行財政課長の西尾でございます。

ただいまの開発公社の問題ですが、おっしゃるとおり 120億円の債務保障をしております。14年度末としましては87億 8,000万円ほどの借入金がございます、市営エコポリス等の今後のものを見込みますと大体 100億円前後の今の形の債務という形になると思っております。これにつきましてはいろいろな形で市の用地として買い取り、将来にわたって利用するところもございますし、新エコポリスとしてこれから売り出すと、そういうところも全部含めてのことでございます。現状としては以上のとおりでございます。

榛村純一会長 今、債務で出ているのはすべて土地という財産であります。その財産の土地が売れなかった場合とか、これからもっと安くなった場合というのはちょっと心配はありますね。今は大体買った値段よりも高いところと、買った値段より下がったところとありますが、大体ツープレーで60億円というものは担保されています。

あと、今は新エコポリスをつくる、工業団地をつくるために借入れを起こしたものがありません。これは今後売れないと確かに問題な点があると思っておりますけれども、第1エコポリスのときは全部売れてしまって、それで工業出荷額が伸びて返ってきていますから、一種の投資ですね。

ですから、何か隠している借金はありません。ありませんが、例えばたくさん区画整理をやっている、保留地がありますね。その保留地の値段がもっと下がるとか、売れないとかというとき

には、それはちょっと大変な点があると思いますね。

鳥井昌彦委員　今の不景気の状態がかれこれ14年ぐらい続いているわけですね、平成2年から。そういう中で土地評価が今よりもなお下がる、売れない、こういうことが危惧されるのではないかなと思いますけれども、そこら辺の見通し、そこら辺もできたらお聞かせ願いたいと思います。

榛村純一会長　これは日本経済全体の大蔵大臣が答えなければいかんような話ですが、全国的に見ますと、何と言っても静岡県、あるいはこの地域は東京・大阪の真ん中だとか、静岡・浜松の真ん中だとか、いろいろ真ん中性を持っていて、それで新幹線の駅があって、大都市、大都会と直結できるということですから、今、工業団地を売り出しているのがありますが、その引き合いが結構あるんですね。ですから、引き合いがあるということは掛川に立地しようという気持ちを持っている企業がかなりあるということです。

それから、人口もまだ増えていますから、人口がどんどん減ってくる地域になった場合は気をつけなければいけないので、今後余り強気の予測で動いてはいけないと思いますが、必要以上に弱気になって売れなかったらどうなるようになるということだけでやっつては、これもまた計画としては間違っているわけですね。ですから、ぜひ1市2町のいい計画ができて、この地域全体が人口が全国は減っていくのにこの地域は増えていく、あるいは若者が帰ってくる、若い女性が出産すると、そういうまちづくりをすることによって健全な内容の財務内容に、今よりもっと財務内容をよくしていくように努力しなければいけないと思っています。

戸塚正義委員　ただいまの意見、質問に対して市長の総論的なものはそれでいいと思うんですが、やはり2町の皆さん、あるいは掛川市民の中でも若干このことを心配している面もありますので、せっかくの機会ですので、これは事務レベルで具体的な数値等もあつたら先ほどのように示していただいてご理解をいただく、この方が大事だと思いますので、もし事務局にあつたらこの場で説明した方がいいと思いますけれども。

榛村純一会長　行財政課長。

西尾行財政課長　今、保有土地としましては、先ほど言いました新エコポリスを含めまして43万8,865㎡というものを予定しております。この中につきましては、先ほど言いましたこれを借入金という形で見ますと82億円という形で今借入金をしているところでございます。

今後につきましては、その内の30万㎡ほどにつきましては新エコポリスを含めまして、今後掛川市等、あるいは企業等への先ほどの先行取得の分という形で処分をする予定でございます。

そのほかの部分につきましても、これは一般公募をしまして積極的に売っているところでございます。このような形で駅南の土地とかそういうものをただいま売却をしております、そのように掛川市で今後使うところ、あるいは企業誘致等で使うところ以外につきましては、そのような形で今のところ処分を行っているところでございます。全体的には、この中で収支がとれる、もちろん今まで地価が下がっておりますが、駅南等の用地につきましてはまだ十分利益が出ているところがございまして、そのような土地も十分今後についても売れるところがございまして、そのような形で対処しております。

以上でございます。

榛村純一会長　またいろいろ詳しい数字とか内容については、やりとりをやっていただいた方が
いいと思いますから、この席でなくていろいろご疑問についてはうちの行財政課なり担当者が全
部ご説明できますから、具体的に数字的にご質問を何なりとしていただいて、疑問を氷解してい
ただかなければいけないと思いますので、この席ではちょっと時間がかかりすぎますから、この
辺でとどめていただけたら幸いです。

それでは、協議第4号の財産の取扱いにつきましては、これをすべて新市に引き継ぐものとする
ということでご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

榛村純一会長　ありがとうございました。それでは、そのように決定させていただきます。

鈴木治弘委員　ちょっと事務的なことになりましたけれども、お聞きをしたいんですが、よろしゅう
ございますか。

榛村純一会長　どうぞ。

鈴木治弘委員　掛川の財産区は、掛川市の関係する財産区、先だっの会議の時に財産区議会と
協議会の設置で管理運営をしているというようなお話を承りましたけれども、大東の場合は町で
特別会計として議会が議決をして、財産管理会を設置して管理運営をしているという手法が違う
わけですね。そういうことがあるんですが、そこら辺は今後の協議で佐東の場合にはどういうふう
になるのかよくわかりかねますけれども、そういう手法まで引き継ぐものか、それを新ためて
協議をして対応するのか、その辺をちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

西尾行財政課長　前回にも出ました財産区の問題でございますが、うちの方は議会として4つ、
それから管理会として3つ、合計合わせまして7つの財産区がございます。佐東につきましては
管理会というような方式で町の方で特別会計を設けているというような形でございます。

これは、過去のいろいろな経過がございまして、今の運営状態をそのまま当分引き継ぐような
形を取らせていただくというのが適当ではないかなと。もちろん、いろいろな形で特別会計等の
大東町さんの方法というのは大変うちの方としては勉強になるような形なんです、それを今掛
川市の7つの財産区につきまして同じような方式というのはすぐにとれるというような形にはち
よっと考えておりませんので、これは当然財産区の方々とも話し合いながら、その中で協議して
いく事項だと思っておりますので、その調整につきましては現状のままをそのまま引き継ぐとい
う形を考えております。

以上です。

榛村純一会長　それでよろしいですか。

鈴木治弘委員　そうしますと、新しい市の特別会計として議会がかかわりをもって処理をする
ということになるというふうに理解をしいですか。

西尾行財政課長　私どもの掛川市の場合につきましては、財産区の会計は財産区の方でやって
いただいているというような形でございまして、大東町さんの場合につきましては特別会計を設け

まして、その経理につきましても大東町さんの方でやっておられるというような話を聞きましたので、少し形態が違っておりました、これをそのままそのところを同じところベースにするというのはちょっとすぐには難しいと思っておりますので、これにつきましては当然財産区の方々と協議させていただく中で検討していきたいと思っております。

榛村純一会長　財産区は、昭和の大合併のときに旧村民が持っていた村有林とか、部落有林なんかを、新しい市に合併してそっちへ持っていかれたら我々の昔からの権利や財産がなくなっちゃうというので設定されたんですね。ですから、そういうものが掛川に7つぐらいあるわけです。そういうものの中で、これら財産関係で言うと倉真財産区とか桜木財産区なんかは森林ばかりで、しかも林業で材木が暴落しちゃって余り財産がないんですが、そうじゃないところでゴルフ場に貸しているとか別の収入が入るところは財産としては今生きているんですね。

ですから、そういう内容まで含めて、それから会計管理のあり方、一応掛川の財産区も市長が財産区の処分の権限やいろいろなことは持っているんですけれども、実際の実務的な実利についてはそれぞれの管理委員会に任せて、それで売り上げがあればそこで分けちゃっているというようなやり方になって一般会計に入っていないんですね。一般会計を設定していないんです。ですから、大東町さんのやり方とちょっと違うと思うのですが、これは調整可能な部分だと思います。

それでは、今の財産についての財産区はそういうことで調整したいと思いますが、次に第5号議案の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてをご協議いただきたいと思っております。

ご発言願います。戸塚委員。

戸塚正義委員　掛川の戸塚でございます。

この件につきましては、非常に発言しにくい項目でありまして、かなり腹をくくりながら発言をさせていただきたいと思っております。

まず結論から申し上げますと、もう少し時間をかけて住民・市民の意見を聞きながら、収集しながら十分検討して結論を出す必要があるのではないかと、このことを先に申し上げます。

その理由といたしまして、私は今回の合併特例の中で議員の任期あるいは定数について3つの特例を認めてくれている、このことを改めて考えてみたわけなんです。私は4月の選挙で、個人的に見ますと、どういう合併の枠になるかは別として、合併したら新進気鋭の新しい議員で、解散して即新しい議員で新しい新都市を描いていくべきだということを考えていたんですが、その後1市2町という現実的な状況になってきた中で若干考えを変えてきたということでもあります。

その3つの選択の中で、もし今世論的には議会もリストラをしる、経費削減だということから大変その意見が強いわけではありますが、もしそのことが正しい、すべてだったとしたら、これは国の法律の中でこのことだけ取り上げればよかったのではないかと。しかし、現実として2年に限って任期の特例も考えてもいいですよ、あるいは定数も考えてもいいですよということにはそれなりの裏があるのではないかと。というのは、やはり全国で3,200ある自治体の中でこれを1,000にする中には、それぞれ枠の中で地域性や住民性やいろいろなことで格差がある。それぞれにあった選択をすべきだということから3つの選択があるのではないかと。そのことを最大の疑問に思

ったわけでありませう。

それで、1市2町はどうだろうかということですが、私はタウンウォッチングをしたり、あるいは今までの議論の中で一番合併の理想的な構成というのは、なるべく正方、なるべく円形に近いほど効率的な自治体ができるはずであります、そうでない選択になってしまいそうである。非常に南北に長い特異の地域性が出るということでありませう。したがって、その中にはタウンウォッチングを通じて非常に都市基盤に差があること、住民の生活基盤に差があること。それからもっと言いますと、長年培われてきた歴史とか文化だとか伝統、これを失わずに新しい都市をつくるには非常に困難性が高い、そういう合併枠になりそうだ、こんな感をしたわけでありませう。

したがって、私は特にもう一つは、先ほど来お話のあった新都市ビジョン、あるいは1,832項目を摺り合わせていく場合に、この限られた平成17年3月までの期間で全く住民の意思を網羅したすり合わせができるのかどうか、これも若干心配をするわけでありませう。したがって、一つの案としては、私は若干合併してから運用しながら、住民の意見を吸収しながら、さらに修正をしていく面がかなりあるのではないかと、こういう心配もするわけでありませう。

ただ、かといってやはり今度の合併の意義からいうと、いろいろな面の経費の節減をすべきだという住民の意向は非常に強いわけでありませうので、私はもう少し各民間、議員含めて、住民・市民の意見を集約して結論を出すべきではないかと、こんな感を持って、掛川の議会でもそんなことを議論したところでありませう。

以上、結論から言いますと、もう少し慎重に組織あげて意見の集約を努力すべきではないかと、こんな感がいたします。

以上であります。

榛村純一会長　大東町さん、大須賀町さん、どうぞ。

鳥井昌彦委員　大東町でも、先日特別委員会を開かせていただきました。その中で、議会の議員の定数については法定数の34人でいいのではないかと、全員の議員さんがそのようなご意見でございました。理由の中には、アンケートの中にもございますように、議員が減ったら民意が本当に取り上げてもらえないのではないかと。あるいはまた、今日のアンケートの中にもございましたように、掛川さんに吸収されてしまうのではないかと、こういうアンケート結果にもあります。また、同規模のところも、現状同規模のところだと27人ぐらいが平均になっておりますが、しかしながらそういったところも最初から27人だったわけではないわけ、その後だんだんにこれぐらいでいいじゃないかという中で減らされてきて現状があると、このようにも思っております。

それから、在任特例の件ですけれども、これは意見が割れています。どちらかといえば在任特例を1年ぐらい使った方がいいのではないかとという意見が多かったと思っております。しかしながら、最近の周りの合併問題、また新聞報道、民間の人たちの行財政改革、こういったものを考えたときにはこれは少し無理かなというようにも思っております。しかしながら、議員としてはそういう方向でございます。今日、1号委員さん、3号委員さんから、ぜひご意見を聞かせてい

ただきたい。

また、私ども議会もちょうど行政区に一人ずつ議員がおります。各行政区へ帰って、皆さん方にこのお話もする中で、理解が得られるならば在任特例も使っていいのではないかとこのように思っております。したがって、今から出るご意見も参考にさせていただきながら、もう少し時間を欲しいというように思っております。よろしく申し上げます。

榛村純一会長　大須賀町さん。

内藤澄夫委員　大須賀の内藤です。

大須賀町も特別委員会を開催いたしているいろいろ協議したわけでありまして、定数につきましては30人以上がよかろうと。正確に34人とか32人ということまでは決まっています。30人以上が必要ではないかということでもあります。

そして、今、大東さんからも在任特例の関係のお話が出ましたけれども、やはり議会として危惧されるのは千八百何十といういろいろな摺り合わせをする事項があると。合併前に当然それがすべて擦り合わさっていくのがいいわけでありまして、特に条例等につきましては新しい市になって議会が発足を、その中で決めていくということでもあります。そういうことの中で即選挙をやってしまうと、例えばうちの町の場合だと人口比の中で30人という定数だと3人ないし4人ぐらいではないかというような話も出たわけでありまして。これは選挙でありますのでやってみなければわからないわけでありまして、基本的には人口割の中でいくとそれぐらいの議員さんしか残らないのではないかとというようなことでもあります。その中で、本当に民意が住民にできるのかということでもあります。

今、鳥井さんからもお話がありましたように、今の町民の皆さん、住民の皆さんの考え方は、行政のスリム化、効率化、人件費の節約、軽減ということ、この調査の結果を見ましても一番最初に大きな数字の中で挙げられているということでもあります。そういう中で、住民の皆さんに在任というものの理解が得られるのかどうかということが大変大きな問題でありますけれども、それもまだまだ皆さんともそういう中で話をする必要がある、意見を聞く必要があるのではないかとこのことでもあります。

そして、基本的にうちの町の特別委員会の中で1人1人議員の皆さんに意見を聞いたわけでありまして、11人の皆さんが基本的には在任特例を使っていくべきだということでもあります。その任期につきましては、1年ないし1年半ぐらいはどうか。そして、2人の皆さんは即選挙をやるべきだ。もう1人の議員の方は住民の意見をもっとよく聞くべきだというような3つの案が出たわけでありまして。

総括的に言いますと、11人の皆さんが在任特例を使っていったらどうか。使うためには、当然町民、住民の皆さんの意見を聞く必要があるし、その皆さんにも理解をしていただかなければいけないということを議会としても啓蒙していく必要があるのではないかと。その中で理解ができればということでもあります。近隣の状況を見ますと、そういうことがなかなかないわけでありまして。しかし、過去の合併につきましてはほとんどの市が在任特例を使っていることは事実であります。

そういうことも考えた中で、まだまだ住民等の皆さんの意見を聞きたい。そして、今日特に3号委員の皆さんからお聞きをできれば大変ありがたいというふうに思っております。

そんなふうであります。よろしく願います。

榛村純一会長　それでは、議員さん以外のご意見がありましたら、松本委員。

松本恵次委員　大東町の松本です。

今、議員の皆さんからそれぞれお話がありました。私が地域の中で話をする限りでは、議員の皆さんもそれを十分承知していらっしゃるお話でしたけれども、やはりこのアンケートにもあらわれているように行政コストの削減、この中には役所の職員のというような表現でありましたけれども、同じように特例を使った町がやはりコストがかかっているのではないか。合併に伴って最初から行政コストの削減、スリム化、そういうことを示していかなければいけないのではないかと、こういう意見が話をしていく中ではほとんどそういう感じのニュアンスでした。

人数の点については、平均を見ると二十七点幾つぐらいという数字が出ているわけですが、やはりなかなか、じゃ34人でスタートして、それを次に多いから減らした方がいいんじゃないかということが出て、なかなかそれが早期になかなか具体化していかないというような意見が結構ありまして、やはり可能な限りスリム化した中でスタートする方が、合併してスリム化した、なおかつそういう中でも夢のあるまちをつくっていこうという、そういう意思を示す上では当初の出足からやはりそういうコストの削減ということを念頭に置いたスタートが大事じゃないかなと、こういう意見が大変多かったように思います。

ただ、議員の皆さんが言われるように、やはりもっともっと、私自身もそう思っていますが、もっと大勢の人の意見を聞く必要があると思いますので、ここで今日結論を出さなければいけない、そこまでは現時点でここでやらなければいけないということではないと思いますので、それについてはもう少し時間をかけていろいろな意見を、地域住民の意見を聞いた上での議論を深めていくということは大事かなというふうには思っていますが、私がいろいろ話をする中でそういう意見が多かった、このアンケートにもそういうことがあらわれているということは、やはり念頭に置かなければいけないのではないかとこのように思います。

榛村純一会長　他にございますか。中井委員。

中井明男委員　大須賀町の中井です。

榛村会長から、継続審議になっている合併の期日のことは後回しにするということを言われましたが、あのことが議題になった折にもちょっと申し上げましたが、今の議題になっている議員の定数のことについて、掛川市の戸塚委員さんの方から詳しくお話がありました。慎重にもっと検討したいということもわかりました。それから、大東さん、大須賀、それぞれ住民代表の議員の皆さん、2号委員となっている方、本当に熱心にご検討いただいているようでして、伺いますと1市2町連絡を取り合って協議をしながらお話をしてくださるということも聞いております。

この協議会の会議の運営要領といいますが、最初に議題になった折にも原則として全会一致で進めるということがあります。そんな中で1市2町の考え方が一つになるというのが何よりも大

事なことではないかというふうに思います。決して急いで拙速は避けた方がいいと思いますが、一方では住民の皆さん、新市への期待というもの等もあります。新聞等でも静岡の合併動向というのが詳しく載っております。そんなことも皆さん見ていると思いますので、拙速は避けた方がいいですが、でき得れば冒頭のごあいさつの中にもありました法定協議会を早く1市2町の議会で議決をしていただいて、県の方からも重点支援地区というふうに見ていただいて、そういうことがこれからの住民の皆さんの気持ちをこっちへ持っていく上にも大事なことではないかというふうに思いますので、今後とも今までもお話に1市2町で協議をしていただいているということをお伺いしておりますが、ぜひ精力的にお進めをいただいて、そんなに先になるじゃない時期にこの問題も決めていってほしいとお願いをしたいと思います。以上です。

榛村純一会長 戸塚委員。

戸塚誠夫委員 大東町の戸塚でございます。

我々小笠郡におきまして、ご案内のように浜岡町と御前崎、それから菊川、小笠町、町の2町が一緒になっておりまして、特例を使わずにやっていくというお話がございまして、非常にそういうものかなというふうに思ったりもしておりますが、1市2町の場合は市の規模が町と比べると非常に大きいわけでございますし、行政の方法といいますかやり方なんかも急に短時間でぱつと選挙をやってやるということ、あるいは合併に至るまでのいろいろな手順を考えますと、これはなかなか難しい問題もあるなというふうに感じております。

基本的には定数が34名で、そして特例を使わずにというふうに思っておりますけれども、先ほど来のご意見のようにもう少し議員さんとか地方のいろいろなご意見等も聞きまして、今日結論を出すのではなくてもう少し十分検討して、そしていい結果といいますか、みんな合意した上で、納得した上で形をとっていけばいいのではないかなと、そんな感じでおります。以上でございます。

榛村純一会長 他にございますか。水野委員。

水野 薫委員 私議員ですけども、発言してよろしいですか。

榛村純一会長 はい、どうぞ。

水野 薫委員 大東町の議員のものの考え方は、今、鳥井議長が報告を申し上げたとおりだと私も思っています。それとは別に、私、この協議会の議員として出たメンバーの一人として、やはり議員の特例について若干申し上げたいと思いますけれども、私はやはり今回の合併というのは3つの自治体がかっつくのではなくて、それぞれかなぐり捨てて新しい市をつくるというのが今回求められた合併ではないかなと、そんなふうに私は個人的に思っております。

そういう点でいくと、それぞれ合併の理念というのはいろいろございます、それは当然のことですけれども、私は今回の合併はやはり新しい家をつくるんだ。そして、それにはやはりその時点できちんと体制を変えて、新しい市をどういうふうにつくるんだという人が集まってスタートをすべきではないかな、これが私の持論でございます。

ですから、戸塚議長さん、あるいは皆さんがご提案されることに、私もこれからいろいろ地区

に帰って、あるいは自分たちの同胞とも話し合っただけで結論は先に出すことには賛成ですけれども、あえて個人的な考え方を、私議員の立場として言わせてもらう、水野薫としての立場で言わせてもらうならば、新しい市をつくと同時に、やはり新しい体制で進んで本当のすばらしい町をつくるのを目標にしていきたい、それが議員の特例に関する私の理念でございます。以上です。

榛村純一会長　他にございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長　なかなかいろいろなお立場やいろいろな意見もあり、そしてもう少し住民、市民に聞くべきだと、もう少し協議を深めるべきだというご意見もありまして、ここで終結することがやや難しい感じがいたしますが、何かそういう議事進行上のことで何かございますか。

ちょっと雑談的に申し上げますと、方々の合併の協議の過程で問題になっていることで、継続事業の確保ということが中心で、我が町はこうやってきたのに合併しておかしくなるとは困るから民意の反映は継続事業の確保だという意見の人と、そうじゃなくてやはりこれからのまちづくりのときに我田引水的なことはあってはいかんと。そうは言いつつも、やはり民意を反映するのは議員さんだから、議員さんをそんなに簡単に合理化して圧縮しちゃうのはおかしいという議論があるわけですが、反面、民意を反映するのは、一番反映しているのは何かということと当局なんですな。

そうすると、この3人は首長でおりますが、これが1人になっちゃうわけです。そうすると、どういうことで当局としての、権力としての、大統領としての民意の反映はどうするのはというものも協議されなければいけないわけです。それから、職員も3市の職員は自治法上から言って職員の身分は一応引き継ぐことになっておりますから、大須賀町の職員も大東町の職員も市の職員も一応今までの継続性をもって民意を反映して行政をやっているはずですよ。だから、議員さんだけが民意を反映しているのではなくて職員も反映しているし、当局者も反映している。そうすると、何かあるかということ、水野さんがおっしゃったように、新しい体制は新しいことではないかなければいけないというのが本質論だと思うんですな。

そういう体制でいくと、経過措置とか、継続事業の確保とか、民意の反映ではなくて、新しい都市の住民参加システムをどうつくるかという問題なんですな。住民参加システム、あるいは民意の反映をどういうふうにするのが一番民意の反映かということになると、技術的な参加システムの問題と新都市ビジョンの、早く一つの市になるための新都市ビジョンのプロジェクトが、こういうものができた、このためにみんなまとまってやろうという、そういう方向性を民意の反映として考えていかなければいけないと私はそう思うんですが、これは非常に議論が難しいところですが、小櫻先生、何か仲裁役で。

小櫻義明委員長　基本的には、この1市2町の住民、市民の意向に沿って決めるということですが、今の流れからしますとやはり適用しないという流れが一般的でして、適用するという場合は、それだけの理由・根拠というものが厳しく問われるだろう。

ただ、この特例法をなぜ適用するということになったのかということ、それは単に議員さんにち

よっと船を与えるという問題ではなくて、新しい町をどうつくっていくかという、そのいわば移行をスムーズにする、新しいまちづくりというものをより進めるための、それだけの仕事があるのではなからうかという意味があります。

私は、個人的な意見としまして、広域合併をしてもいわばそれぞれの地域はより小規模で个性的なまちづくりを進めていく必要がある。そうすると、それぞれのまちづくりで市民・住民が参加をして行政を連携をしなければいけない。そうすると、議員さんが果たしていた役割というのはなくなってもっともっと大きくなるという可能性があるだろう。そういう意味でも、まだ新都市ビジョンのところで全然ふれていないんですけれども、今の現行制度のもとでの地域審議会というものをどういう形で作り、残し、あるいはやっていくのか。

そして、これはほかの市町村でもあるんですけれども、まちづくり組織という形でいわば合併の旧町村だけではなくてより細かく分かれて、それぞれ住民のそれぞれの意向を聞くような地域審議会みたいな制度をつくるか、あるいは、今、地方制度調査会の中で議論されている内部自治組織という形で議論をされていまして、だから将来の都市ビジョンの中でより1市2町が一緒になっても、その中でさらに細かく自治的なものをつくって、その民意を行政に反映する、あるいは新しい市にこういう形で伝えていくという、そういう連絡調整的な役割を旧の議員さんが果たすと、そういう仕事があるんだと、そういうことが明確に出せれば、こういう特例法を適用するという事も説得力をもって提起ができると思います。

そういう意味では、単に議員の定数をどうするかという議論よりは、将来の新市における、先ほど榛村市長が言われていましたように、民意の反映を単なる議会レベルで、新しい審議会だけにとどめるのか、今の地方制度調査会の中で議論されている内部自治組織というものを新市の中でこういう形でつくっていくと。だから、そのために議員さんに一定期間新しい地域審議会が機能してやるために、前の議員さんがそれをつくる役割を果たしていくし、審議会ができたときもその中心的なメンバーとして働いていくという、そういうものを折り込めるかどうかということにどうもかかっているのではないかなという気がしていますけれども。

榛村純一会長 県のお立場で何か指導みたいなものがありますか。

鈴木正彦委員 静岡県でございませう。

この問題については非常に微妙な立場でございまして、私自身というか、もともと原則は法律上の規定から申し上げれば、新市合併の場合には当然のことながら議員さん全員が失職するというのが原則ですね。特別な場合に、例外措置として定数特例、在任特例ということでございまして、今、小櫻先生からお話もありましたように、それなりのやはり理由づけが必要になるかなというふうに思います。

それで、最近の県内の状況を申し上げますと、先ほどもある委員からございましたけれども、御前崎町、浜岡町の場合には原則どおり。これがきっかけになりまして、磐南5市町村が原則、それから小笠・菊川も原則という状況でございますね。それで、この御前崎町、浜岡町が決まる前、こういうふうに決める前、志太2市2町任意協では在任特例を使うということで決まってい

ますね。それが2年以内ということで、年数はどうするかというのはまだ決まっています。2年以内というだけになっていて、それがどうするかということは決まっていますが在任特例を使う形になっています。それから、修善寺外3町の伊豆市は7カ月の在任特例を使うという状況。それから、袋井・森・浅羽については昨日議論されたようですが継続審議、新聞等の情報ですと定数及び在任特例に関する特例は適用しないとする意見が大勢を占めたが、さらに合意形成を図るため継続協議というようなことが決まっているという状況、県内の状況はそんなですね。

全国的に見たときには在任の方が多いのかもしれませんが、ちょっとその辺は確認していませんのでわかりませんが、全国的な傾向としては在任、ただ静岡県内だけを見たときには非常に原則どおりという方向が非常に強いということをご理解をいただきたいなど。その中でお決めいただく場合には、やはり住民の皆さんがどういうふうに考えているかということ、住民の意思がどこにあるかということが非常に大事なのかなという感じがしております。

私の立場から申し上げますと、私は実は磐南5市町村の方の委員をやっております。それから志太2市2町の方の委員もやっておりまして、それぞれ結論から申し上げますと大勢に従っているという状況です。何か一貫していないような感じがしますが、その地域地域の事情がございますので、私の立場からあっちだこっちだというようなことは申し上げにくいということをご理解いただきたいと思います。

榛村純一会長　それではですね、ちょっと専門的にもう少し詰めたり、それから住民、市民や商工会とか、いわゆる企業が今リストラの時代ですから、リストラされている企業や労働者、そういう人たちの意見もあるでしょうから、このところは第5号議案については継続審議、次の協議会までにいろいろ詰めるということによろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

榛村純一会長　それでは、第5号議案については継続協議の取扱いといたします。

次に、第6号であります、これは農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてであります。これは極めて実務的な話もありまして、前回ご説明したとおりですが、何か特にご意見ございますか。はい、どうぞ、樽松さん。

樽松友則委員　このことにつきましても、私ども特別委員会の中で8月12日にいろいろ協議をした中で、やはり農業委員会そのものが合併しますと即なくなってしまうというようなことを聞いて、私どもの掛川の例で言いますと、毎月40件近い案件があるということがございます。そうしますと、農業行政の中で非常に生活も絡んでおりますので、いろいろな問題も出てくるというようなことでもあります。

なおかつ、農業委員会のそのものの事務も停滞してしまうということになりますと、非常に掛川としては困るではないかというようなことで、やはりこのことにつきましては事務の停滞が一番困るということで、農業委員会の中で話し合っていていただいで在任特例を使うようにしたらどうだと、こういうような意見にまとまっております。以上であります。

榛村純一会長　鳥井委員。

鳥井昌彦委員　大東町です。

先日、特別委員会を開きまして、この件についても話し合いをさせていただきました。私自身も6年ほど農業委員をやらせていただきました。毎月3、4、5条の申請をやっているわけでございまして、またその承認等もしておるわけで、やはり町民のそういった事務的にも滞ってはならないのではないかなというふうに思っております。そういう中で、近隣の周りもそうでございますけれども、1年近い在任特例を設けてはどうですかと、こういうことで議会としてはまとまっております。

また、農業委員会の委員長さん、また農林課の課長さんとも相談させていただきました。皆さんがいいということであれば、そこら辺でお願いをしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

榛村純一会長　内藤委員。

内藤澄夫委員　大須賀の内藤です。

今、鳥井さんがおっしゃったとおり、3条、4条、5条、私も今現の農業委員でありますけれども、毎月農業委員会総会というのが開かれているわけでありまして。そして、農業委員さんも地域性をもって、みんな地域から出ておりますので、そういう中で合併することによってそういう申請等が滞ってはいけないことは事実であります。特にこういう時代でありますので、売買等も出てきているような状況でありますので、できれば在任特例を使っていただければ大変ありがたいというふうに思っているところであります。以上です。

榛村純一会長　3議会からのご報告がありました。ほかの委員さんで何かありますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長　特にございませんようでしたら、3議会は農業委員会については在任特例で事務の滞りがないようにするというご意見のようではありますが、特例の期間が問題になるわけですが、いかがですか。鳥井委員。

鳥井昌彦委員　1年以内でいいじゃないかなというふうに思います。

榛村純一会長　実務的に事務方はどうかな。だからね、1年か半年か10カ月とかいろいろあるでしょう。

松井事務局長　在任の特例の期間につきましては、法律上は1年以内ということでございますが、事務的にどうかというお問い合わせがあったわけですが、これも合併をする日がいつになるかというところでそのタイミングというのがまた微妙に変わってこようかと思いますが、これにつきましても、もし選挙をやる場合のことを考えますと、やはり年度末、年度初め、そういった時期は外した方がいいという一つの区切りがございます。

それと、もう一つ事務的に考えますと、農繁期の時期とか、あるいは年末年始、そういった時期は避けた方がいいのではないかなというようなことも考えられますので、できるだけ交代する選挙の日が農閑期、要するに秋、10月いっぱいとか、11月の初めごろとか、そういう時期を一つの目安にしたらいかがかというふうに考えております。

榛村純一会長 それぞれの1市2町の農業委員会の任期というのはどうなっている、現時点。

松井事務局長 前回の第3回の資料の59ページでございますが、掛川市の場合、平成17年7月19日までが任期となっております。大東町が平成18年5月12日まで、それから大須賀町が平成17年2月25日、以上でございます。

榛村純一会長 17年3月にもし合併するとすれば、まだ続いているわけだな。大須賀町だけが切れちゃう。大須賀町がいつも引っかかるな。

それでは、期日が定まらないとなかなか決まらないというような事務方の説明がちょっとありましたが、農業委員会の場合は在任特例を設けると、そして在任の期間については1年以内ということで、期日が決まったときにもう一度決めるということでもいいですか。それでいいね。農業委員会の在任特例は1年以内。その以内は、半年か10カ月かは期日が決定次第定めると、これでいいですか。在任特例をやるということは決めて、期間が継続と、それでよろしゅうございますか。

小松正明委員 掛川の小松でございます。

今の決め方というのは、例えば何年何月までという決め方もあるのかだけちょっと。何年間の延長特例ではなくて何年何月まで特例を認める、そういう言い方はありますか。

松井事務局長 これは先進的な事例から見わけでございますが、前回の第3回の63ページの方にその調整の方針、先進的なものを載せてございますが、何年何月何日までという形で確認をされているところもございます。あるいは、合併後1年間とか、それはもう期日が決まったあとのことですので、1年間というのはいつになるかというのはわかると思いますので、そういった形とか、その1年間が合併の日をちゃんと指定してというのが事例としてはございます。

榛村純一会長 それでは、農業委員会について、今申し上げたとおりに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは、第6号議案は在任特例を認めるが、その期間については期日の決定次第1年の範囲内で決めると、こういうことに確認いたしますがよろしゅうございますね。

それでは、また元へ戻りまして、第2号議案の継続審議になっております合併の期日についてであります。これについてご意見ございましたらどうぞ。

これについては、議員特例と期日とはどちらが先かというのはニワトリの卵との関係もありますが、再度先ほどの議案の第5号議案が継続審議になりましたので、この期日についてももう一度継続するというところでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

榛村純一会長 それでは、もう一度継続していただいて。意見は他にありますか。はい、どうぞ。

山本義雄委員 過日の12日の掛川の特別委員会では、委員長さんの考えもありますので、特例を使うのか、それからまた原則どおりにいくのかといろいろあるわけでございますが、その日にち

についてはいずれにしても合併特例法の17年3月ぐらいを基本で考えたらどうだというような、原則的にはそれが望ましいのではないかというような、掛川の議会ではそんな雰囲気がありました。

榛村純一会長 河井委員。

河井 清委員 大須賀町としては、1月29日が任期でございます。そういったことから、できれば1月の中旬までに合併ができて、そこで特例を使うか、あるいは全面的に選挙を行って乗り出すか、そういうことに、これはどちらでも私は構いませんけれども、できれば大須賀町としては1月の中旬ごろの合併をお願いしたいと、こんなふうに思っております。

榛村純一会長 鳥井委員。

鳥井昌彦委員 大東町としても特別委員会を開いて、この件についても協議をしております。しかしながら、会長が先ほど申し上げましたように継続審議にしてはどうかということで、皆さんもご異議がありませんということで、大東町としての結論は持っておりますけれども、継続の中ですので、後でまた申し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

榛村純一会長 内藤委員。

内藤澄夫委員 内藤です。

今、うちの河井委員からもお話がありましたけれども、基本的にはやはり議員の特例を使うのか使わないのか、そういうこともイコールになっているのではないかな、それが合併の期日につながっているのではないかなというふうにも思っております。もう少し、できれば継続をしていただいて、どうでしょうかね、再度委員会等の中でも審議をしていただきまして、そんなことも考えながら進めていっていただくということでありますので、できればそんな形にしていきたいと思いますということであります。

榛村純一会長 大体議論の方向性は出たと思いますが、今日絞りきれないということもあるかと思いますが、再度継続協議ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

榛村純一会長 それでは、そのように取り計らわせていただきます。

それでは、一応協議事項は終わりましたので、次回の協議事項の提案を、次回はどのようなことを協議するかという予告提案を申し上げます。

松井事務局長 それでは、次回の協議案件につきまして4件ございますが、一括して説明をさせていただきます。まず、協議第7号、協議会資料の25ページになりますが、協議第7号地方税の取扱いについてご説明申し上げます。

26ページをお開きいただきたいと存じます。最初に、協議の際の留意点でございます。現在、1市2町が課税しております地方税は26ページの下段の表に掲げてございますように、普通税については市町村民税を初め5つ、目的税につきましては3つの税目がございますが、地方税法の定めるところによりまして、基本的事項は地方公共団体の条例で定めることになっております。そのため、市町村ごとに税率が異なっている場合や、同じ税目でも市町村によって課税していた

り、またしていなかったりしている場合もありますので、どのように調整を図るか協議が必要となつてまいります。

次に、2の地方税の合併における特例措置についてでございますが、税金は公平を期する観点から全区域にわたって均一に課税することが原則となります。しかしながら、市町村間に著しい差異があつて、合併後直ちに均一課税することが著しく公平を欠くと認められる場合には、合併年度とこれに続く5年間に限り期限を定めて課税を免除、または不均一課税とすることが合併特例法で認められております。

次に、27ページの3になりますが、現在1市2町で税率や課税範囲が異なっている税目は表でお示ししてあるとおり、個人市町村民税の均等割額と入湯税、都市計画税と国民健康保険税の4つでございます。このうち国民健康保険税につきましては別に協議項目として取扱う予定でございますので、今回の協議対象からは外させていただきます。

まず、個人市町村民税の均等割額でございますが、掛川市と大東町、大須賀町では異なっております。これは地方税法における標準税率が人口5万人を境にいたしまして、5万人未満の市町村は年額2,000円、5万人から50万人までは年額2,500円と定められていることによります。

また、入湯税につきましては、掛川市は1人1日100円でございますが、大東町は標準税率の1人1日150円となっております。大須賀町には該当する施設がございませんので、入湯税はございません。

また、都市計画税につきましては、都市計画事業や区画整理事業に要する経費の財源に充てるための目的税で、条例で定められた都市計画区域内の土地や家屋に課税されるものでございます。1市2町の場合、掛川市が制限税率である0.3%を課税しておりますが、大東町、大須賀町では課税がされておられません。

留意点につきましては以上でございますが、地方税についての調整方針といたしましては、1市2町で標準税率を採用し、差異がないものについては現行どおりとし、1市2町間で差異のあるものについては以下のように調整方針を提案するものでございます。

まず(1)個人市町村民税均等割につきましては、人口5万人50万人未満の標準税率である年額2,500円とするものでございます。(2)入湯税につきましては、掛川市の例により1人1日につき100円とするものでございます。(3)都市計画税につきましては、掛川市の例により0.3%を課税するものであります。しかし、現在課税されていない大東町及び大須賀町町民の激変緩和措置として合併特例法の不均一課税に関する特例を適用し、合併する日の属する年度及びそれに続く3年度間は課税しないこととするものでございます。

あと、参考資料といたしまして28ページ、29ページは、1市2町における現在の税率を一覧表にしたものでございます。そのうち黒く網がかかっている税目が1市2町で税率等が異なっているものでございます。

次に、30ページの(2)は1市2町それぞれの納期についてお示ししてございますが、新市での納期につきましては統一することを前提に今後の事務の一元化作業の中で調整を進めてまいり

ます。

(3)は平成13年度決算による1市2町の税目別収入額を掲載してございます。この中で、大東町には入湯税が条例で規定されておりますが、収入額がゼロとなっておりますのは、大東温泉シートピアの課税が免除されているためでございます。

次に、31ページは地方税を体系的にあらわしたものでございます。このうち黒く網がけがしてある税目が1市2町で課税をしているものでございます。

次に、32ページ、33ページにつきましては税目別の概要を解説してございます。

それから、34ページにつきましては先進事例の調整方針を参考までに掲載してございます。

以上が、協議第7号地方税の取扱いについてでございます。

続きまして、35ページになりますが、協議第8号特別職の職員の身分の取扱いについてご説明申し上げます。36ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、協議をいただく際の留意点でございます。1の基本的な考え方についてですが、特別職の職員は合併の日の前日をもってその身分を失うこととなります。したがって、原則的には新市において新たに特別職職員の選挙、または選任する必要がありますので、今回特別職の取扱いにつきまして基本的な方針を協議していただくこととなります。

次に、2の特別職の職員についてでございますが、特別職は大きく分けると、(1)の常勤の特別職、そして(2)の非常勤の特別職に区分されます。常勤特別職は市長、助役、収入役でございます。市長につきましては、合併後50日以内に選挙されることとなりますが、新市の市長が誕生するまでは、それまで長であった者の中から職務執行者を選任し職務を行うこととなります。助役、収入役につきましては、市長が決まってから議会の同意を得て選任することとなりますが、収入役につきましては必ず職務代理者を置くことが定められておりますので、合併の日に市長の職務執行者が収入役の職務代理者を選任し、そして正式に収入役が選任されるまでの間、収入役の職務を行うこととなります。

次に、(2)非常勤の特別職についてでございますが、非常勤特別職はアの議会の議員と、それからイの地方自治法の定めによって設置される行政委員会の委員、それとウの附属機関の委員等がございます。このうち、議会の議員並びに農業委員会の委員につきましては、協議第5号並びに協議第6号で協議をお願いしてございますので、説明は省略をさせていただきます。

行政委員会の(ア)教育委員会の委員でございますが、定数は法律の定めによりまして教育長を含めて委員は5名でございます。そして任期は4年でございます。合併をし、新しい市長が選挙されて、議会が招集され新しい教育委員が選ばれるまでの間は、それまで教育委員であった者の中から臨時に5人を選任するという手続が定められております。

(イ)の選挙管理委員会の委員でございますが、委員の定数は4名、任期は4年でございます。選挙管理委員会の委員につきましては、議会において選挙をされることとなりますが、それまでの間は地方自治法施行令の規定によりまして、合併前の委員であった者の互選により定めることとなっております。

次に、39ページの（エ）固定資産評価審査委員会の委員でございますが、委員の定数は3人以上で条例で定めることになっており、任期は3年でございます。新市の市長が選挙されるまでの間、市長の職務執行者が合併前の委員であった者の中から選任することになっております。

それから、（オ）の監査委員と公平委員会の委員につきましては、合併直後の特別選任手続の特例がございませんので、新市の市長が就任されてから議会の同意を得て新たに選任することになります。

次に、（ウ）の附属機関の委員及びその他の特別職についてでございますが、1市2町の場合、資料の39ページから42ページまでに掲げてありますとおり、多くの附属機関は特別職となる委員が在任するわけでございますが、これらはすべて合併に伴い、その身分を失うことになります。このため、新市において必要に応じて新たに設置することになります。

以上が特別職に関する留意点でございます。特別職の設置や取り扱いに関しましては、法令の定めによるところが大部分でございますので、協議会ではそれらの内容について方針を確認していただき、給料や報酬等につきましては事務の一元化作業の中で調整することが、先進事例から見ましても一般的となっております。

したがって、協議会での調整方針といたしまして次の4点をご提案申し上げます。

1として、常勤の特別職の任期等につきましては、法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料額等を基に調整をする。

2として、議会の議員の報酬の額は現行の報酬額等を基に調整する。

3としまして、行政委員会の委員の定数及び任期につきましては、法令の定めるところによる。報酬の額は現行の報酬額等を基に調整する。

4といたしまして、附属機関の委員、その他の特別職につきましては、その必要性について検討の上、調整する。定数、任期、及び報酬の額は現行の制度を基に調整をする。

以上、4点でございます。

次に、参考資料といたしまして、38ページからは1市2町の特別職の現況につきまして掲載してございます。

38ページでは、（1）常勤の特別職、（2）議会の議員、（3）行政委員会の委員、39ページからは（4）附属機関の委員その他の特別職について、42ページまでにわたって掲載してございます。

それから、43ページでは調整方針の事例を載せてございます。また、44ページから51ページにつきましては、それぞれの特別職の取扱いに係る法令を抜粋で掲載してございます。

以上が、協議第8号特別職の職員の身分の取扱いについてでございます。

続きまして、53ページ、協議第9号一般職の職員の身分の取扱いについてを説明させていただきます。

54ページになりますが、まず協議の際の留意点でございます。最初に一般職の職員の定義でございますが、地方公務員は一般職の職員と特別職の職員に区分されますが、一般職の職員につき

ましてはただ今、協議第8号で説明いたしました特別職の職員以外の職員を指します。具体的には、一般行政事務に従事する職員を初め、教育職員、保育職員、消防職員等でございます。

次に、55ページの合併に伴う職員の身分の取扱いについてでございますが、一般職員も原則は合併と同時に失職をすることになります。しかしながら、その取扱いにつきましては合併特例法で特例が定められております。すなわち、(1)新市への身分の承継ということですが、合併特例法の第9条において、合併関係市町村は協議によって一般職の職員を引き続き新市の職員として身分を保有するように措置しなければならないと定められております。

また、(2)身分等の公正な取扱いということでは、同じく合併特例法の第9条第2項によりまして職員の任免、給与、その他の身分の取扱いについては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないと定められております。

したがいまして、今後具体的に一元化作業を進めていく上での調整方針といたしましては、1として1市2町の一般職の職員についてはすべて新市の職員として引き継ぐものとする。

2としましては、1市2町でそれぞれ異なっている職名及び任用要件につきましては、人事管理及び職員の処遇適正化の観点から調整し統一を図る。

また、3としましては、1市2町で異なっている職員の給与につきましては、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

この3点を調整方針として提案させていただきます。

また、参考資料といたしましては、56ページには1市2町の部局別の職員数をまとめてございます。さらに、57ページでは行政職における常勤職員の級別人数、すなわち階級別職員数を掲載してございます。

ページをめくっていただいて58ページ、59ページでは、級別職務の分類を1市2町ごとにまとめてございます。58ページが行政職、59ページは掛川市立病院の医療職が該当いたします。

次に、60ページから63ページにわたりましては、職員の主な給与等の詳細につきまして1市2町ごとに整理したものでございます。そのうち黒く網掛けがしてある部分は、1市2町で給付水準が同じ内容のものでございます。

最後に、64ページになりますが、一般職の職員の取扱いについて調整方針の先進事例を掲載いたしましたので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上が、協議第9号についてでございます。

続いて、協議第10号条例、規則等の取扱いについてを説明させていただきます。

66ページをお開きください。まず、留意点についてでございます。

1の条例規則等の取扱いの特例についてですが、新設合併の場合は、現在施行されております条例や規則等は新市の発足と同時にすべて効力を失うこととなります。したがいまして、新市において必要な条例や規則等を新たに制定する必要がありますが、合併直後は市長がまだ選出されておられませんので、条例、規則等を制定することができません。このようなことから、新市の市長が選出されるまでの間、以下の2つにつきまして特例が設けられております。

そのうち1つは、市長職務執行者による専決処分でございます。市政の執行上空白時間の許されないもの等で合併と同時に施行する必要がある条例につきましては、市長職務執行者の専決処分により即時制定し施行することができるものでございます。なお、専決処分しました条例は新市の最初の議会に報告をし承認を求めることとなります。

また、(2)の市長職務執行者による暫定施行でございますが、新市において条例規則が制定されるまでの間、市長職務執行者が合併前にその市町村に施行されていた条例、規則、これを新市の条例、規則として暫定的に施行させることができるものでございます。

以上が、条例規則等の取扱いに関する特例でございます。

次に、2の条例、規則等の施行方法についてでございますが、新市の条例、規則等は各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り整備することとなりますが、施行の方法といたしましては3つに大別をされます。

1つ目は、合併と同時に施行させる必要があるものでございます。この場合は、市長がまだ選任されておりませんので、先ほどの特例の(1)市長職務執行者による専決処分により施行することとなります。具体的には、条例で市役所の位置や休日、手数料等を定めたものなどが該当いたします。規則等につきましては、市長職務執行者が職権によって制定し施行することとなりますが、具体例といたしましては行政組織や予算執行、補助金交付に関する規則等が該当いたします。

続いて、67ページになりますが、2つ目は合併後も一定の地域に暫定的に施行させる必要があるものでございます。これは先ほど説明いたしました暫定施行による特例を適用するものでございます。このケースは、合併時に一つに統一して執行することが困難である場合の特例措置でございますので、適用ケースはまれであるというふうに思います。

例えば、構成市町村の数が非常に多くて統一に時間を要するとか、あるいは地域の特殊な政策課題を抱えており、全市的に統一して施行するためには調整時間が必要といった場合が想定をされるわけでございます。このような場合には、合併前に施行されていた条例、規則を新しい市の条例、規則が制定されるまでは暫定的に引き続いて施行することが認められております。

3つ目は、合併後、逐次制定し、施行させるものでございます。これは市長職務執行者が専決処分で制定することが適当でないものや、新市の発足時に施行させる必要がなく、合併後に逐次制定すれば足りるようなものでございます。具体的には、議案提出権が市長にない条例、例えば市議会委員会条例や市議会事務局設置条例などが対象となります。また、市長に制定権のない規則等、例えば市議会会議規則や教育委員会会議規則などが対象となります。また、合併後逐次制定すれば足りるものとしたしましては、名誉市民条例等が該当いたします。

次の3につきましては、1市2町の現在の条例及び規則等の本数を掲載してございます。

以上の留意点を踏まえまして、今後調整を図っていくこととなります。調整方針といたしましては、67ページの下段になりますが、条例規則につきましては各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り、新市における事務事業が円滑に執行できるよう整備するものとするという内容でござ

ざいます。

以下68ページからは参考資料となりますが、68ページでは条例規則等の取扱いに関する法令を掲載してございます。

69ページから82ページまでは、1市2町における条例規則を一覧にしてございます。

最終ページ83ページでは、条例、規則等の取扱いの調整方針について先進事例を掲載いたしました。以上、協議第7号から協議第10号までの4件を一括して説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

榛村純一会長　ご苦労さまでした。

ただ今協議第7号から第10号までの説明で、これは次回の協議事項になる事前説明ですが、これについての意見は次の協議会でお願ひしますが、ただいまの説明の提案内容について不明な点がありましたら、何かご質問ありますか。膨大な資料、膨大な調整事項でありますから、ゆっくり検討していただかなければいけません、このことを次の協議会で議案といたしますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

大分時間も過ぎましたので、次の協議会でこれを議案とすることで今日のところは終わってよろしゅうございますか。牧野委員。

牧野勝彦委員　大東町の牧野です。

先ほど、協議の中で2、5、6が継続協議になりましたけれども、次回は10月になると思えますけれども、難しい問題というのはすぐ決められない部分が多分にあると思えますので、継続ということが出てくると思えますけれども、10月にやった場合、またそこで決まらなくてまた継続とかという、そういうことも考えられるのか、事務的にもう10月にはそこら辺で決めてもらいたいという考えがあるものなのかどうか、これから難しい問題がたくさん出てくるものですから期限を切る必要があるのか、ある程度継続は継続でいけるものなのか、この辺をちょっとお伺ひしたいんですけれども。

松井事務局長　これからも協議項目25項目ありますので、随時提案をさせていただきたいと思えますが、継続協議がそれぞれその回でたまっていきますと、次回にも継続協議から始まるということで協議する項目がますます増えていくというようなこととなります。

つきましては、十分慎重審議をしていただいて継続審議になるということはやむを得ないというふうに思えますが、できますならば何回までには最終的な結論を出すとかというような取り決めを協議会の中である程度目安として決めていただければ、事務局といたしましては大変ありがたいというふうに思っております。

榛村純一会長　お聞きのとおりですから、できるだけそれぞれの特別委員会とか、当局側でも協議して、余り継続がどんどんたまらないように努力していきたいと思えますから、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日の議事は一応すべて終了いたしました、皆様方には本当に長時間いろいろなお話を関わっていただきましたが、第4回の掛川・大東・大須賀任意合併協議会を閉会とさせて

いただきます。

いろいろご協力をご熱心にありがとうございました。

閉 会 午後5時16分